

「沖縄軍用地問題」の政策決定過程：一九五〇年代後半を中心に

平良, 好利 / タイラ, ヨシトシ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

30

(開始ページ / Start Page)

157

(終了ページ / End Page)

227

(発行年 / Year)

2004-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015924>

「沖繩軍用地問題」の政策決定過程

—一九五〇年代後半を中心に—

平良 好利

はじめに

一九五八年一月、沖繩にある軍用地を米軍が使用する際の基本的枠組みとなる「新土地補償計画」が成立した。この計画によって米軍は、沖繩にある軍用地を使用する際には琉球政府を介して土地所有者との間で賃貸借契約を結び、その土地所有者に毎年賃貸料を支払うこととなった。この「毎年払いの賃貸借契約方式」という基本的枠組みは、一九七二年の日本復帰を経て今日に至っても、法的根拠や契約の当事者は変われど続いている（日本復帰後は土地所有者と日本政府が賃貸借契約を結び、その後日本政府が日米安全保障条約第六条および日米地位協定第二条に基づきアメリカに土地を提供

している)。

また、一九五六年から五八年にかけて沖縄の軍用地の規模は、海兵隊の沖縄移駐に伴って新たに土地が接収されたことにより、これまでの四万エーカーから六万六八〇〇エーカーへと拡大した^①。沖縄本島陸地面積に占める軍用地の割合が、これまでの約一二%から約一八%へと拡大したのである。その軍用地の規模は、一九六〇年代から今日に至るまでの間に多少の変化はあったものの、大体のところで維持されている(二〇〇二年三月現在、沖縄本島陸地面積に占める軍用地の割合は約一九%)^②。このみてくると、沖縄における軍用地の規模およびその軍用地を米軍が使用する際の基本的枠組み、すなわち「毎年払いの賃貸借契約方式」は、一九五〇年代後半に確立されたものであることが分かる。

本論文の目的は、「毎年払いの賃貸借契約方式」を定めた「新土地補償計画」がいかなる経緯を経てできたのか、また軍用地の規模はどのような経緯を経て拡大されたのかを、それに対する沖縄の政治指導者達の対応に注目して考察することである。いいかえれば、一九五〇年代後半の沖縄軍用地問題をめぐる政治過程を、主に沖縄の政治指導者達の態度・行動に焦点をあてて考察するものである。

ところで、一九五〇年代後半の沖縄軍用地問題に関するこれまでの研究は、一九五六年の「島ぐるみ闘争」に焦点をあてて論じたものが多かった^③。「島ぐるみ闘争」とは、一九五六年六月の沖縄軍用地問題に関する米下院軍事委員会特別分科委員会報告書(プライス勧告)の発表を契機に盛り上がりをもせた沖縄住民の島ぐるみの抵抗運動を指す。この「島ぐるみ闘争」に焦点をあてた従来の研究を

きわめて図式的に示せば、プライス勧告の発表↓島ぐるみ闘争の盛り上がり↓琉球民主党をはじめ親米勢力の同闘争からの離脱、米軍による弾圧政策の実施（オフ・リミッツ、琉球大学への援助打ち切り）↓島ぐるみ闘争の終息、というものであった。また従来の研究の多くは、沖縄軍用地問題に対する日本政府の対応についてはほとんど関心を払ってこなかった。

しかし、本論文はこれら従来の研究に対して、「島ぐるみ闘争」の盛り上がりとその終息といった従来の図式とはやや異なる角度から一九五〇年代後半の軍用地問題をめぐる政治過程を考察し、同時に沖縄軍用地問題を沖・米・日三者間の問題として把握し、この三者間の相互関係にも関心を払うことにする。つまり、「新土地補償計画」という政策がどのようにして決定されたのか、という問題に限定し、主に沖縄の政党政治家をはじめとする指導者達の対応を中心に政策の決定過程を検討したい。なお、本論文では、以上のように沖縄軍用地問題をめぐる政治過程のなかで主として沖縄の政治指導者達の行動に焦点をあてるため、アメリカ政府や日本政府の態度・行動については詳しく検討していない。両者の詳しい動きについては別の機会に論じることとしたい。

注

(1) 軍用地問題解決委員会『沖縄における軍用地問題』一九五五年一〇月、法政大学沖縄文化研究所蔵、沖縄軍用地問題折衝渡米代表团『沖縄における軍用地問題』一九五八年六月、『安里積千代関係文書』（目録番

号Ⅱ七―五) 東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部蔵。

(2) 沖縄県基地対策室『沖縄の米軍基地』二〇〇三年三月。

(3) 代表的な先行研究として、新崎盛暉『戦後沖縄史』日本評論社、一九七六年、我部政男・比屋根照夫「土地闘争の意義」日本国際政治学会編『国際政治五二号 沖縄返還交渉の政治過程』有斐閣、一九七四年、宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、一九六六年、琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』琉球銀行、一九八四年などがある。また、アメリカ政府の一次資料を用いた最新の研究として、宮里政玄『日米関係と沖縄』岩波書店、二〇〇〇年がある。なお、一九四〇年代後半の軍用地問題を扱った論文として、鳥山淳「軍用地と軍作業から見る戦後初期の沖縄社会」『浦添市立図書館紀要(一二号)』二〇〇一年がある。

第一章 沖縄代表団の第一次訪米とプライス調査団の来島

本章では、琉球政府行政主席(沖縄側中央政府における行政機関の最高責任者)の比嘉秀平をはじめとする沖縄代表団が訪米し、米下院軍事委員会において軍用地問題の解決を要求した一九五五年六月から、軍用地問題に関する米下院軍事委員会特別分科委員会の報告書(プライス勧告)が沖縄で発表された一九五六年六月までの、沖縄軍用地問題をめぐる政治過程を考察するものである。とりわけ本章では、沖縄の政治指導者達が米下院軍事委員会およびプライス調査団に対していかなる要求をな

したのかを明らかにすることを考察の中心に置く。しかし、これらを考察する前にまずは、沖縄代表団が訪米するまでの経緯を概観することにしよう。

一九五二年四月、日本本土が対日平和条約によって独立を果たすなか、沖縄は同条約第三条によって引き続きアメリカの統治下に置かれた。この対日平和条約の発効から約半年後の一九五二年一月一日、米国民政府 (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands : USCAR. 米国民政府の沖縄統治機関) は、布令九一号「契約権」を公布し、これまでヘーグ陸戦法規に基づき無償で軍用地を使用してきたのを改め、地主との賃貸借契約に基づいて有償で軍用地を使用することを試みた。⁽¹⁾ 賃貸借契約の方式は、地主と琉球政府がまず契約を結び、その後に琉球政府が米軍と転貸し契約を結ぶという「間接契約方式」が採られた。しかし、契約期間が二〇年と長く、しかも賃貸料があまりに低廉であったことを主な理由として、五万人余の軍用地主のほとんどが、この布令に基づく賃貸借契約を拒否した。⁽²⁾

軍用地主の抵抗に遭った米国民政府は、翌一九五三年一二月、布告二六号「軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償」を公布し、地主との黙示の契約 (implied lease) によって借地権を取得したと一方的に宣言した。⁽³⁾ 布令九一号に基づく地主との賃貸借契約の交渉が「成功しなかった」(布告二六号前文) ので、米国民政府は布告二六号によって一方的に借地権を取得したのである。しかし、同布告では、賃貸料に不満がある場合には、地主は賃貸料の増額を求めて民政副長官 (沖縄統治の事

実上の最高責任者で、琉球軍司令官がこれを兼任。なお、民政長官は東京の極東軍総司令官が兼任に訴願を行なうことができることとされた。

この布告が公布される約六ヶ月前、すなわち一九五三年六月、琉球政府立法院（沖縄側中央政府のなかの立法機関）と市町村長会によって軍用地問題を専門に取り扱う市町村土地特別委員会連合会（会長、桑江朝幸。以下土地連と略記する）が設立された⁴。布告二六号によって契約拒否の手段を封じ込められた軍用地主は、この土地連のサポートの下、賃貸料の増額を求める訴願行動に打って出た⁵。

また、この頃から米軍による軍用地の強制接収も開始された。一九五三年四月、米国民政府は布令一〇九号「土地収用令」を公布し、これに基づき真和志村安謝、銘刈部落（四月）、そして小禄村具志部落（一二月）で次々と軍用地を強制的に接収し、立ち退き住民らとの間で激しい摩擦を起こした⁶。

こうした状況下、翌一九五四年三月、米国民政府は、米陸軍省が新しい軍用地政策を準備していることを公表した。その政策とは、土地の所有権を地主に残した上で「長期地役権」を取得し、その土地の「無期限使用料」を地主に対して一括で支払うというものであった⁷。これに対して立法院は、同年四月三〇日、①一括払い反対、②米軍の軍用地使用に対する適正補償、③軍用地の新規接収反対・未使用軍用地の返還、そして④米軍が加えた損害に対する適正賠償の四点を謳った「軍用地処理に関する請願決議」を可決した⁸。この四つはのちに「軍用地四原則」といわれ、後述する沖縄訪米団の軍用地問題に関する基本方針となった⁹。また土地連も同年五月、一括払い方式に対する軍用地主の意向

調査を実施したところ、調査人数一万八九六一人のうち、一括払い方式に賛成した者は僅かに四七人で、残り一万八九一四人はこれに反対の意思を示した。^⑩

同年七月に入ると、土地連が立法院に対して、また一〇月には立法院が行政主席に対して、軍用地問題の解決を図るために琉球政府代表と地主代表をアメリカ本国に派遣することを要請し、沖繩代表団の米国派遣の気運は日増しに高まっていった。こうした状況のなか、同年十一月一日、オグデン(D.A.Ogden) 民政副長官は比嘉行政主席らに対し、軍用地関係予算の変更や布令の改正を行なう権限は米国議会にしか与えられていないと述べた上で、沖繩代表団の訪米について理解を示した。^⑪

こうして翌一九五五年五月二〇日、ワシントンより「琉球土地代表団」に対して正式に招待状が届けられ、三日後の五月二三日、比嘉主席以下沖繩代表団六名は空路渡米した。代表団は団長の比嘉の他に、立法院議員の大山朝常(沖繩社会大衆党、以下社大党と略記する)^⑫、長嶺秋夫(社大党)、新里銀三(琉球民主党、以下民主党と略記する)^⑬の三名、土地連会長の桑江朝幸、そして琉球政府経済企画室室長の瀬長浩で構成されていた。

訪米前の五月一二日、代表団六名はモーア(J.E. Moor) 民政副長官(オグデンの後任者)と非公式会談を行い、代表団の渡米について協議した。^⑭ その際、モーアは代表団に対し、一括払い方式に関する代表団の見解を問い質した。これは代表団の見解を米下院軍事委員会と陸軍省に伝えるためであった。これを受けて代表団六名は翌一三日、モーアに対して次の二つのことを記したメモを非公式に手

交した。⁽¹⁵⁾ ①代表団は年額七九三万八〇〇〇ドルの賃貸料を適正な補償額として要求する。しかし、折衝の状況しだいでは総額を再考する用意がある。②原則として代表団は一括払いに反対の立場に立つ。とりわけ、総額一六六〇万ドル（二〇億円）又は二五〇〇万ドル（三〇億円）での一括払いには考慮の余地はない。⁽¹⁶⁾

このメモを受取ったモーアは、②の内容を代表団に確認した。これに対して代表団は、大山朝常立法院議員を除いて残り全員が、もし支払い総額が一億三〇〇〇万ドルあれば一括払いを支持すると答えたのであった。⁽¹⁷⁾ この一億三〇〇〇万ドルという金額は、①で掲げられた七九三万八〇〇〇ドルの約一六年六ヶ月分であった。つまり、大山を除く残りの代表団五名は、原則的には一括払いに反対するが、もし一億三〇〇〇万ドルが一括で支払われるのであれば、それを認めてもよいと主張したのである。つまり、ここで大山を除く他の代表団は、一括で支払われる金額の総額を問題としたのであった。後述するように、米下院軍事委員会はこの一括払い勧告を行なうが、この比嘉ら沖繩代表団の態度がそれに影響を与えたかどうかは明らかではない。

訪米した沖繩代表団が米下院軍事委員会で軍用地問題の解決を訴えたのは、同年六月八日のことである。同軍事委員会で団長の比嘉の読み上げたステートメントは、五月一九日に立法院で可決された「軍用地問題に関する要望決議」に沿う形で作成されたものであった。⁽¹⁸⁾ この立法院決議は、一九五四年四月に可決された前出立法院決議に謳われた「軍用地四原則」を再度表明したものであった。では、

比嘉ら沖繩代表団がいかなる論理に基づきいかなる要求をなしたのか、この比嘉の「ステートメント」および下院軍事委員会に提出した「説明資料」からみていくことにしよう。⁽¹⁹⁾

まず、沖繩代表団が最も強く要求したものは、米軍の軍用地使用に対する適正補償の実現であった。沖繩本島陸地面積の約一二％を占める四万エーカー余の既接收地、すなわち軍事基地を米軍が保持することに關しては、沖繩代表団は反対するものではなかったのである。⁽²⁰⁾ また、代表団に限らず、この時期米軍基地そのものに反対する政党、団体は、アメリカの沖繩統治に最も批判的であった沖繩人民党（以下、人民党と略記する）⁽²¹⁾を含めて存在しなかった。⁽²²⁾ 一九五三年一二月の奄美返還の際のダレス声明（「米国政府は極東に緊張と脅威の状態が存する限り、平和条約第三条に明記された残余の琉球列島その他の列島において現在の権限および権利を引続き行使する」）や、翌一九五四年一月の大統領一般教書（「沖繩のわれわれの基地を無期限に保持する」）⁽²³⁾によって、沖繩住民はアメリカが長期にわたって沖繩基地を保持することを認識していたといえる。沖繩代表団はアメリカによる沖繩基地の長期保有を前提とした上で、米軍の軍用地使用に対して適正補償を要求したのである。

代表団はその適正補償額として総額約八二六万ドルの年間賃貸料を要求した。先にモーアに示した七九三万ドルより三三万ドル高く見積もられているが、増額された理由は明らかではない。代表団の要求したこの八二六万ドルという金額は、一九五五年当時、米軍によって支払われていた年間賃貸料の総額一〇〇万ドル（土地連調べ）の約八倍であった。代表団が要求したこの八二六万ドルの年間賃

貸料は、行政府、立法院、そして土地連の三者によって作成された「補償要綱」に基づいて算定されたものであった。

この「補償要綱」のなかでもとりわけ沖繩代表団が重要視したものは、土地を接収される以前に農地であった軍用地の補償方法についてであった。沖繩代表団はまず、沖繩において農地がいかに重要なものかを次のように説明した。すなわち、沖繩は土地が狭くて人口密度が極めて高いところである。その沖繩において経済は、基本的に農業経済である。農業は家族全員に仕事と収入を与え、かつ生活の安定を最終的に保証する唯一の職業である。しかし、約四万エーカーある軍用地の約四四％は農地となっており、これは沖繩本島の全農地面積の約二〇％を占めるものである、と説明した。

このように沖繩における農地の重要性を説明した後、代表団はこれまで米軍によってなされてきた土地の算定方法を次のように批判する。すなわち、現行の米軍による土地の算定方法は、登記価格に一〇〜五〇％上乗せしたものをその土地の売買価格（市場価格）とし、それを土地価格としている。そして、その見積もり土地価格の六％を賃貸料として一年毎に補償している。しかし、この算定方法は不適正である。なぜなら、沖繩では登記価格と実際の売買価格との間には何ら一定の関係もなく、そればかりかそもそも沖繩では戦前から土地を売買することが少なく、土地の市場価格、標準的地価といったものは存在しないからである、と批判した。

米軍の算定方法をこのように批判した上で代表団は、軍用地の約四四％を占める農地の補償方法と

して、その農地から得られる純農業所得を賃貸料として補償することを要求した。代表団が推定農業所得を農地の賃貸料として要求した主な理由は、日本本土においても農地の補償は「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」(一九五二年閣議決定)に基づき農業所得とされていたからであった⁽²⁴⁾。また、その他の理由としては、①沖繩では土地を新たに取得することは困難なため、代替地を求めて他に移動し農業を継続することは事実上不可能に近い。従って農地を失うことは、農地から得られる農業所得を永久に失うことになる、②沖繩では農業が主要産業であるため、農地を失った者が他の定職に就くのは困難である。仮に他の定職に就いたとしても、農民は技能が低いので他の職場で厚遇されることはない。よって農地を失うことは基礎的収入源を失うことを意味する、ということであった。

次に、沖繩代表団が強く要求したものは、賃貸料の毎年払い方式の継続であった。前述したように、陸軍省は無期限使用料の一括払い方式を計画していたが、これに対して沖繩代表団は毎年払い方式の継続を要求したのである。彼らが一括払い方式に反対した主な理由は、①沖繩では代替地を得ることが実際上不可能で、かつ他の職業に就くことは困難であることから、たとえ地主が一括払い金を受け取ったとしても、それを新しい土地の購入資金または新事業の開始資金として有効に使用することはできない。その金はむしろ浪費される可能性が大きい、②沖繩において土地は家の遺産を代表するものであり、また長期不定期契約の先例はない。それ故沖繩人は自分の土地の収益を擁護する発言権を永久に失う気がするから、一括払いの提案を「土地買上げ」と同様なものとみなす、ということであっ

た。

以上、沖縄代表団の要求をまとめていえば、農地から得られる推定純農業所得を賃貸料として毎年支払ってほしいというものであった。また、その論理をまとめていえば、農業経済の沖縄において農地は生活の最後の抛りどころとして非常に重要なものである。その生活の最後の抛りどころとなる農地は軍用地として米軍に接収された。従って、米軍はその代償として、接収した農地から得られるであろう農業所得を賃貸料として、米軍が軍用地を使用し続ける限り毎年支払う必要がある、ということであった。

代表団はこの適正補償の実現と毎年払いの継続以外に、軍用地の新規接収の回避と未使用軍用地の返還も要求した。しかし、これがより強く訴えられたのは、後述するプライス調査団の来島の際であった。

沖縄代表団の諸要求を受けた米下院軍事委員会は、暫定的措置として、陸軍省の計画を一旦保留とし、今秋沖縄に調査団を派遣し現地視察を実施させることを決定した。

メルビン・プライス (Melvin. Price) 下院議員を団長とする調査団 (プライス調査団) が沖縄に来島し、三日間にわたって現地視察と現地公聴会を実施したのは、一〇月二四日から二六日のことである。⁽²⁵⁾ このプライス調査団の来島を前に沖縄では新規接収問題が急速にクローズアップされていた。それは、米軍部による一万二〇〇〇エーカーもの大規模な軍用地の新規接収計画が沖縄で報道され、

米軍による新規接収予定地の強制測量が実施されていたからである。⁽²⁶⁾ この一万二〇〇〇エーカーもの大規模な軍用地は、日本本土に駐留する米海兵隊の沖繩移駐に伴って新規に接収される予定の土地であった。⁽²⁷⁾

しかし、土地連が新規接収予定地を調査した結果、新規接収予定地の総面積は、これまでに伝えられていた一万二〇〇〇エーカーを遥かに超え、四万エーカー余りに及ぶことが判明した。⁽²⁸⁾ 伝えられていた一万二〇〇〇エーカーの新規接収予定地は、私有地や市町村有地のことを指し、そのなかには旧国・県有地は含まれていなかったのである。四万エーカーもの既存軍用地に加えてさらに四万エーカーもの大規模な土地が新規に接収されると、沖繩本島陸地面積の約二五％は軍用地となる計算である。この新規接収予定地の大部分は、海兵隊の演習地として想定されていたことから沖繩本島北部の山林地帯となっていた。⁽²⁹⁾

こうした米軍による軍用地の新規接収の動きに対して琉球政府（行政府）は、九月八日、軍用地の新規接収は極力最小限度に留め、とくに宅地や耕作地域の新規接収は避けるべきとの基本方針を決定した。⁽³⁰⁾ ここで留意しておきたいことは、この行政府の方針が、後述するプライス勧告と内容的にかなり近かったということである。このプライス勧告は沖繩住民の強い反発を受けることになる。

この行政府の方針、すなわち軍用地の新規接収は最小限度に留めるべきであるとの方針は、立法院がこれまでに表明してきた軍用地の新規接収絶対反対の方針とかなり異なるものであった。そのため

プライス調査団の来島に備えて開かれた九月二二日の行政府、立法院、土地連、そして市町村長会の四者からなる四者協議会では、土地連と市町村長会から両者の方針を調整するよう要請があり、最終的には立法院方針を採用することで意見の調整がなされた。⁽³¹⁾

四者協議会は「沖繩における軍用地問題」と題する資料を作成し、これをプライス調査団に提出した。⁽³²⁾ この資料によって四者協議会は、適正補償の実現、毎年払いの継続、そして軍用地の新規接収回避・未使用軍用地の返還を強く要求した。前者二つについては先ほど述べたので、ここでは後者のことに限定してみていくことにする。

四者協議会は軍用地の新規接収回避を次のような論理に基いて主張した。すなわち、新規接収予定地の大部分を占める山林地帯に関しては、近郊の住民は「山稼ぎ（薪取りなど）に依存している」ため、同地を接収されると彼らの生活の基盤が失われることになる。またその他の宅地や耕地についても、そこに住む住民や農業で生計を立てている人々の生活の基盤を奪うことになる。従って土地の新規接収には反対する、と主張したのであった。つまり、四者協議会は、主として住民の生活基盤の崩壊を理由に軍用地の新規接収に反対したのである。また、既接収地内の未使用軍用地の返還についても四者協議会は要求した。

沖繩での現地視察を終えたプライス調査団は、帰国後プライス勧告を作成し、米下院軍事委員会に提出した。⁽³³⁾ そのプライス勧告の要旨が沖繩に伝えられたのは、翌一九五六年六月九日のことである。

(全文は同月二〇日に公表)。このプライス勧告は、陸軍省と四者協議会の双方の立場に配慮を示した内容となっていた。まず支払い方式の問題に関して同勧告は、「無期限に必要な軍用地に関してはその土地の「絶対所有権 (fee title)³⁴⁾」を取得し、土地の公正な全価格を一括で支払うことを勧告した。つまり、一括払いを計画する陸軍省の立場を擁護したのである。しかし、その一方で同勧告は、一括に支払われる金を「政府資金の中に供託」し、その資金を「土地開発」や「経済的な利益をもたらす事業」に用いて「十分な利潤」を上げれば、その利潤から軍用地主に毎年の支払いを行なうことができる」と主張した。つまり、同勧告は琉球政府による一括払い金の資金運用によって四者協議会の毎年払いの要求は実際には満たされると主張したのである。

次に、軍用地の新規接収問題に関して同勧告は、陸軍省の新規接収計画を容認するとともに、海兵隊の沖縄移駐も容認した。しかし、その一方で、軍用地の新規接収を最小限に止めることや、返還可能な軍用地はすべて早急に返還することを勧告し、四者協議会の要求した新規接収回避や未使用軍用地の返還にも一定の配慮を示した。

最後に、四者協議会が最も強く訴えた農地の補償問題に関して同勧告は、「米国は現在の農業生産と、現在沖縄で使用されている同様な土地に関しての収入資料に優先的考慮を払うべきである」と勧告し、純農業所得を補償すべしとした四者協議会の要求に配慮を示した。³⁵⁾ このプライス勧告の公表から六日後の六月一五日、モータ民政副長官は、来る七月から現行賃貸料を三倍以上に引き上げる旨を

表明したのであった。⁽⁸⁶⁾

以上、本章でみてきたように、沖縄訪米団および四者協議会は、米下院軍事委員会に対して、①米軍の軍用地使用に対する適正補償の実現、②毎年払い方式の継続、そして③軍用地の新規接収の回避・未使用軍用地の返還の三つを強く要求した。そのなかでも彼らがとりわけ強く要求したものは、①の適正補償の実現、それも軍用地面積の約四四％を占める農地の補償を純農業所得とすることであった。これらの要求を受けた米下院軍事委員会は、一括払い問題と新規接収問題については陸軍省の立場を基本的には擁護したが、その一方で適正補償問題については四者協議会の立場にかなりの配慮を示したのであった。

注

(1) 『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅱ)』編集・発行月刊沖縄社、一九八三年、四〇八ページ。なお、米国民政府は一九五三年三月に布令一〇五号を公布し、一九五〇年七月一日から五二年四月二七日までの土地使用料を地主に対して支払っている。土地法制について詳しくは、砂川恵伸・安次富哲雄・新垣進「土地法制の変遷」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会、一九七五年を参照のこと。

(2) 米軍は四万エーカー余の軍用地の評価総額を約一〇〇〇万ドルと算定していた。これを平均坪当たり価格で換算すると二〇・六B円となり、当時の価格でタバコ一個(二一B円)とほぼ同額であった。琉球銀行

調査部編、前掲書、四三六～四四〇ページを参照。

(3) 前掲『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅰ)』、二二～二四ページ。

(4) 土地連については、土地連三十周年記念誌編集委員会編『土地連三十年のあゆみ』(通史編)(新聞集成編)(資料編) 沖縄県軍用地地主連合会、一九八四年～一九八九年、桑江朝幸『民族の血は燃えて』新星図書、一九七二年、同『土がある明日がある 桑江朝幸回顧録』沖縄タイムス社、一九九一年を参照のこと。

(5) 軍用地主が土地連の支援の下に行なった訴願行動については、土地連三十周年記念誌編集委員会編、前掲書(通史編)、六四～七三ページと、本永寛昭「沖縄における軍用地問題の展開」『議会時報』(第五号) 一九五六年、一八～二二ページを参照のこと。なお、一九五五年二月までに訴願に出された軍用地は、全体の約八六%に上った。

(6) なお、その後も一九五五年三月に伊江村真謝部落で、また同年七月に宜野湾村伊佐浜部落で米軍による強制接収が行われた。米軍による軍用地の強制接収について詳しくは、本永寛昭、前掲論文、を参照のこと。

(7) 『琉球新報』一九五四年三月一八日、二五日。なお、陸軍省が一括払い計画を立てたプロセスについてはまだ不明な点が多いので、筆者にとっての今後の研究課題の一つとしたい。

(8) 琉球政府行政主席官房情報課編『軍用土地問題の経緯』一九五九年六月、一〇一ページ。

(9) なお、四原則のなかの損害賠償の要求については、大きな政治的争点とはならなかったこともあり、本論文では取り上げないこととする。

- (10) 土地連三十周年記念誌編集委員会編、前掲書（資料編）、四七七ページ。
- (11) 『沖繩タイムス』一九五四年一〇月二一日。
- (12) 沖繩社会大衆党は一九五〇年一〇月に結成された「中道改革派」の政党で、初代党委員長は平良辰雄。比嘉幹郎『沖繩 政治と政党』中央公論社、一九六五年、一六九ページ。社大党については、沖繩社会大衆党編纂委員会編『沖繩社会大衆党史』沖繩社会大衆党、一九八一年を参照のこと。
- (13) 琉球民主党は一九五二年八月に結成された親米政党で、初代総裁は行政主席の比嘉秀平。民主党については、比嘉、前掲書、当山正喜『沖繩戦後史 政治の舞台裏』あき書房、一九八二年を参照のこと。
- (14) MEMORANDUM OF CONFERENCE, May 17, 1955, "Meeting with Ryukyuan Land Delegation-12 May, 1955, 1530 hours." [資料コード U11801353B] (以下、番号のみ記す) 沖繩県公文書館蔵。
- (15) MEMORANDUM OF CONFERENCE, May 17, 1955, "Meeting with Ryukyuan Land Delegation-13 May, 1955, 1030 hours." [U81101353B] 沖繩県公文書館蔵。
- (16) 五月上旬頃、AP電によって国務省が一括払い準備金を用意しているとの報道が沖繩に伝えられていたが、その一括払い準備金の総額は一七〇〇万ドルという金額であった（『沖繩タイムス』一九五五年五月三日）。一九五五年当時、米軍によって支払われていた年間賃貸料が約一〇〇万ドルであったことを考えると、この伝えられていた一七〇〇万ドルという金額は、当時支払われていた年間賃貸料一〇〇万ドルの一七年分と同一ことになる。

- (17) 後年、大山はこの事実を回顧録のなかで明らかにしている。大山朝常『大山朝常のあしあと』うるま通信社、一九七七年、四八二〜四八三ページ。
- (18) 同立法院決議については、琉球政府行政主席官房情報課編、前掲書、一〇五〜一〇六ページ。
- (19) 琉球政府経済企画室編『軍用地問題の折衝経過』一九五五年八月を参照。
- (20) 同軍事委員会において比嘉は、「琉球の住民もまた自由諸国防衛の重要性を認識して米国政府と協力するつもりであります」と発言し、また土地連会長の桑江も下院軍事委員会の質問に対して、「現在使用中の四〇、〇〇〇エーカーについては、その方式（米軍が賃貸料を払って土地を使用すること）でなんら反対はありません」（括弧は筆者）と答えている（琉球政府経済企画室編、前掲書、七、一四ページ）。
- (21) 沖縄人民党は一九四七年七月に結成された政党。党書記長は一九四九年から瀬長亀次郎。同党は日本復帰後の一九七三年一〇月に日本共産党へ合流し、日本共産党沖縄県委員会となる。沖縄人民党については、沖縄人民党史編集委員会編『沖縄人民党の歴史』同委員会、一九八五年を参照のこと。
- (22) 沖縄で米軍基地の「撤去」や「反対」が声高に叫ばれるようになるのは、一九六〇年代に入ってから、それもその後半に入ってからであった。これについては、拙稿「沖縄復帰運動の政治的動態―復帰協を中心として―」東京国際大学大学院国際関係学研究所『国際関係学研究』第一五号、二〇〇二年を参照のこと。
- (23) 中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、一九六九年、七八、八五ページ。
- (24) 土地連三十周年記念誌編集委員会編、前掲書（資料編）、三九七ページ。なお、同要綱の第七条は、「使用

スル土地ノ農業経営カラ得ラレル一切ノ推定農業収入カラ、支出スベキ推定農業経営費ヲ控除シタ推定年間農業所得額ノ八〇%ノ額」を農地の賃貸料とすることを定めている。

- (25) プライス調査団の沖繩現地公聴会については、HEARINGS BEFORE A SUBCOMMITTEE OF THE COMMITTEE ON ARMED SERVICES HOUSE OF REPRESENTATIVES, OCTOBER 24 AND 25, 1955, "OKINAWA LANDS" (U00001978B) 沖繩県公文書館蔵、琉球政府行政主席官房情報課編『軍用地問題はこう訴えた』一九五六年三月、法政大学沖繩文化研究所蔵を参照のこと。

(26) 『沖繩タイムス』一九五五年五月一八日。

- (27) スティーブス (John M. Steeves) 総領事はこの海兵隊の沖繩移駐が軍用地問題をさらに紛糾させることを懸念し、海兵隊の沖繩移駐の変更を駐日アメリカ大使館に要請していた。Letter from Steeves to Allison, May 24, 1955, enclosure in Letter from Morgan to McClurkin, June 1, 1955, 794.0221/6-115. [U90006102B] 沖繩県公文書館蔵。

(28) 『沖繩タイムス』一九五五年八月二四日。

(29) 軍用地問題解決委員会『沖繩における軍用地問題』一九五五年一〇月、法政大学沖繩文化研究所蔵。

- (30) 『沖繩タイムス』一九五五年九月九日。なお、これ以外に①軍用地内の不用地は開放すること、②演習地に指定されている耕地や山野は、演習のないときはこれまで通り住民に利用させること、③演習によって住民生活を脅かしたり、山林を損傷したりしないこと、④移住資金による最大の援助を速やかに行なうこと、

も決定した。

(31) 『琉球新報』一九五五年九月二三日。

(32) 脚注(29)を参照。なお、プライス調査団が来島した際、四者協議会は「軍用地問題解決委員会」という名前でプライス調査団の現地視察に対応した。しかし、同調査団が帰任した後は再び四者協議会という名称で呼ばれることになる。そのため本論文では、便宜上、プライス調査団来島の際も四者協議会という名称を統一して用いることにする。

(33) Report of a Special Subcommittee of the Armed Services Committee House of Representatives. [0000030365] 沖縄県公文書館蔵。なお、プライス調査団は沖縄に来島したその時点で、実は後のプライス勧告の骨子ともいうべきものをすでに固めていた。一九五六年一〇月に沖縄現地でステイブス総領事と会談した調査団の数名のメンバーは、ステイブスに対して、「新たな土地を取得することを止めてほしいという沖縄側の要望を当然認めるわけにはいかないであろう」と述べ、米軍による軍用地の新規接收を容認する態度を示した。また、支払方式に関しても、調査団のメンバーは「毎年払いを認めることはないであろう」と述べ、陸軍省の一括払い計画を支持する態度を示したのである。Steeves to McCurkin(NA), October 27, 1955, 794C.00/10-2755. [U90006092B] 沖縄公文書館蔵。

(34) 日本の法概念にはこの fee title に該当するものはなく、四者協議会など沖縄側と米国民政府はこれを「絶対所有権」と訳し、一方日本政府はこれを「永代借地権」と訳していた。しかし、日本政府もこの fee title

を「日本の民法にあてはめればまさに土地所有権にあたる」（『沖繩タイムス』一九五六年七月九日）と解釈していたことから、訳語は異なっても三者ともそれを事実上の「所有権」とみなしていた。本論文では「絶対所有権」という訳語を用いることにする。

(35) なお、同勧告はそれ以外に、①海兵隊の演習地として予定されている旧国有林などの山林地域を住民に最大限活用させること、②黙認耕作地をできる限り使用継続させることなども勧告した。

(36) 『沖繩タイムス』一九五六年六月一六日。

第二章 プライス勧告の発表と勧告阻止行動

本章では、プライス勧告が発表された一九五六年六月から、アメリカ政府の軍用地政策が発表された一九五七年一月までの、プライス勧告をめぐる政治過程を考察するものである。とりわけ、同勧告に対して四者協議会（のちに五者協議会となる）がいかなる態度・行動をとったのかを明らかにすることを考察の中心に置く。その際、同勧告の実施を阻止するために四者協議会（五者協議会）が日本政府に協力を求めたことと、その協力を求めた際の論理に注目してみたい。

さて、前章でみたプライス勧告に対して四者協議会は強く反発した。彼等がこのプライス勧告で特に反発したものは、一括払い勧告と軍用地の新規接收容認の二点であった。彼等が六月一六日にモ―

ア民政副長官に手交した「決意表明書」は次のように述べている。「琉球住民はプライス勧告による一括払い並びに新規接収にたいしては絶対に承服できない。これを阻止するためにあらゆる手段をつくす決意をしている」¹⁾。

プライス勧告の実施を阻止するために四者協議会がとった手段は、①四者協議会全員総辞職の決意表明、②超党派の住民大会の開催、そして③日本政府への対米折衝要請の三つであった。前者の二つは、総辞職の決意表明や大衆運動によってアメリカに圧力をかけることでプライス勧告の実施を阻止することを目指したものであり、後者は、日本政府に対米折衝を要請し、日米両政府間の交渉によってプライス勧告の実施を取り止めさせることを目指したものであった。とりわけ、③の手段は重要である。なぜなら、それは第一章でみてきたように、これまで基本的には沖・米二者間の問題として取り扱われてきた軍用地問題に、日本政府も関与させようと試みるものだったからである。

日本政府を軍用地問題に関与させるために四者協議会がとった論理は、沖繩の軍用地問題は日本の領土主権にも関係する問題である、というものであった。すなわち、アメリカ政府が一括払いによって「長期無期限に土地を使用する権利を確保すること」²⁾は、日本の沖繩に対する「潜在主権」を侵害するおそれを含んでいる、と主張したのである。四者協議会はこの論理に基づき日本政府に対して対米折衝を要請したのであった。

この領土主権問題が沖繩の政治指導者達によって取り上げられたのは、今回が初めてではなかった。

この領土主権問題は、前年（一九五五年）二月に土地連から行政府と立法院に提出された「土地賃貸料の一括払反対に関する陳情」や、これを受けて同年三月に立法院で決議された「土地賃貸料の一括払反対に関する要望決議」のなかで、一度だけ取り上げられたことがあった^③。しかし、それ以後プライス勧告が発表されるまでの間、この問題が大きく取り上げられることはなかった。前章でみたように、沖縄代表団が訪米して米下院軍事委員会で軍用地問題を訴えた際も、また四者協議会がプライス調査団に軍用地問題を訴えた際も、この領土主権問題が持ち出されることはなかったのである。一九五六年六月のプライス勧告の発表以後、この領土主権問題は再び前面に持ち出されたのであった。従って、四者協議会は日本政府を軍用地問題に関与させるために、この領土主権問題を再び前面に持ち出すことになったといえよう。

プライス勧告を受けて開かれた六月一四日の四者協議会では、土地連会長の桑江朝幸が同協議会全員の総辞職を強く要求した。土地連がこれを提起した意図は、立法院議員の安里積千代（社大党）が代弁したように、「責任者の引責辞職で（プライス勧告）拒否の意思をより具体的に示すという政治的効果」（括弧は筆者）にあったのである^④。

この土地連の総辞職提案を受けて開かれた翌一五日の四者協議会では、すでにその決意を固めていた土地連を除く立法院、行政府、市町村長会の三者それぞれが、もしプライス勧告の実施を阻止できなかった場合には総辞職するという決意を披瀝した。そして翌一六日、四者協議会代表はモーア民政

副長官に対して前出「決意表明書」を手交し、プライス勧告反対の意思を強く表明した。⁵⁾

モータへの「決意表明書」手交後に開かれた四者協議会では、市町村長会会長の吉元栄真から、六月二〇日に各市町村において一斉に住民大会を開催する旨の報告がなされ、異論なく四者協議会です承された。また、与儀達敏立法院議長（民主党）が立法院提案として沖縄代表団の本土派遣を提案し、これも異論なく四者協議会です承された。代表団には、立法院議員の安里積千代（社大党）、新里善福（民主党）、知念朝功（無所属）、そして真和志市長の翁長助静（市町村長会代表）の四名がのちに選出された。そして六月一八日には、各種一六団体で構成される一六者協議会が開催され、同協議会も四者協議会に全面協力して六月二〇日の住民大会に参加することが決定された。この一六者協議会には民主党、市町村長会、土地連なども参加していたが、中心的な団体は沖縄教職員会、沖縄青年連合会、社大党、そして人民党などであった。プライス勧告の実施阻止をめざす四者協議会の抵抗行動は、この一六者協議会が協力することによってさらに拡大・強化されることとなった。⁶⁾

六月二〇日、各市町村一斉に住民大会が開催され、実に一五万人余の住民がこれに参加した。さらに六月二五日には、一六者協議会の主催する住民大会が都市部の那覇地区と米軍基地の集中する中部地区の二ヶ所で開催され、合わせて一〇万人余の住民がこれに参加した。当時の沖縄の人口が約八〇万人であったことを考えれば、これら住民大会の参加者数は注目に値する。この二〇日と二五日の住民大会によって沖縄住民のプライス勧告反対の意思は強くアピールされた。これら住民大会で注目す

べきことは、「領土権の死守」、「日本の土を死守せよ」、「国土防衛」などのスローガンが「四原則死守」とともに前面に掲げられたことである。沖縄住民のナショナリズムを喚起する、この「領土権の死守」という考え方が持ち込まれたことによって、これまでどちらかといえば軍用地主の問題として捉えられてきた軍用地問題は、広く一般住民にも関係するものとして認識されるようになったのである。なお、六月二二日には市町村議会議長会も四者協議会に加わり、これによって四者協議会は五者協議会へと拡大・改称された。⁷⁾

こうした島ぐるみの大衆運動の盛り上がりを背景に、六月二七日、前述した沖縄代表団四名は日本本土へと渡り、鳩山一郎首相をはじめ、重光葵外務大臣、根本龍太郎官房長官などに対して対米折衝を強く要請した。⁸⁾ また、沖縄代表団は日本政府に質問書も提出し、プライス勧告のいう「絶対所有権(fee title)」の取得が日本の領土主権に抵触しないかどうかとも問い合わせた。

ここで、沖縄代表団が日本本土に渡った時の日本政府の軍用地問題に対する態度・行動について少し述べておきたい。この時期日本政府内部では、沖縄軍用地問題の持つ法的問題をめぐって外務省と法務省の見解が対立していた。その法的問題とは、日本政府が沖縄住民を保護するために外交保護権を行使できるか否か、という問題であった。⁹⁾ これに対する外務省の見解は、沖縄の軍用地問題は事実上の統治権を持つアメリカの内政問題であり、それについて日本政府がアメリカ政府と表立って交渉する立場にはない、というものであった。そのため外務省のとった態度は、沖縄住民の要望をアメリ

カ政府に伝達する、というものであった。⁽¹⁰⁾ これに対して法務省の見解は、外交保護権を行使して「合衆国政府に対し右勧告（プライス勧告）の不採用を強く要求すべきである」（括弧は筆者）というものであった。⁽¹¹⁾ 沖縄代表団が日本本土へ渡った時、日本政府内部はこのように、沖縄住民の保護をめぐる外務省と法務省の見解が対立していた状況にあったのである。

こうした状況のなかで日本本土に渡った沖縄代表団は、日本政府に対して積極的な対米折衝を要請するとともに、領土権の法的問題についても問い合わせたのである。この沖縄代表団の問い合わせに対して日本政府は、「永代借地権（＝絶対所有権、fee title）は法律的には領土主権と関係ない」（括弧は筆者）と回答するが、七月三日の閣議において、「沖縄に関する法的解釈が問題解決の重要な要素とは考えない。政府は統一解釈に基いて交渉するというのではなく、どこまでも事実問題として米政府に対し沖縄住民の要望や感情を理解させて問題の解決に努力する」と閣議決定したのであった。⁽¹²⁾ つまり、日本政府は沖縄に関する法律問題を棚上げにしながらも、実際問題として沖縄の軍用地問題に取り組むことを決定したのである。領土主権の問題如何にかかわらず、五者協議会は日本政府を軍用地問題に関与させることに成功したのである。

この閣議決定を受けて重光外相は七月一二日、アリソン（John Moore Allison）駐日大使と会談し、沖縄軍用地問題に関する覚書を手交した。同覚書は、沖縄住民の要望が「軍用地四原則」であることを示したあと、なぜ沖縄住民が一括払いに強く反対するのかを、前年沖縄の政治指導者達が米下

院軍事委員会やプライス調査団に示した反対理由（前章）とほぼ同じ理由を挙げて説明した。そしてさらに同覚書は、日本本土にある米軍の軍用地（農地）はその土地から得られる推定農業所得の八〇％が毎年使用料として支払われている、と指摘したのであった。¹³

以上のように、五者協議会は、総辞職の「決意表明書」の提出や大規模な住民大会の開催によってプライス勧告反対の意思を表明し、かつ沖繩代表団を日本本土に派遣し、日本政府に対して対米折衝を強く要請した。そして日本政府も五者協議会の要望をアメリカ政府に伝えた。しかし、こうした五者協議会のプライス勧告阻止行動に対して、アメリカ側に同勧告を再考するような兆しはみられなかった。それどころか沖繩統治の責任者であるレムニッツァー (L. Lemnitzer) 民政長官は、安里ら沖繩代表団に対して、「一括払いの問題は検討中だが、少なくとも毎年払いはあり得ない」し、「新規土地接収の必要があることには変わりはない」と述べたのであった。¹⁴

こうした事態を打開するため五者協議会は、「プライス勧告に対する反論」と題する反駁書を作成し、七月一六日、これをモーア民政副長官へ手交した。¹⁵ 同「反論」は、前章で述べた一括払い方式反対の理由を再度強調するとともに、軍用地の新規接収問題については、既に取得している土地を効率よく利用することで新たな土地の接収を避けるよう要求した。しかし、ここで注目しておきたいことは、既接収地の効率的な利用によっても新規の土地接収を回避することが出来ない場合には、「琉球周辺」で「干拓或は埋立」を行ない、そこを利用することによって、「住民地区」の新規接収を避け

るよう、同「反論」が主張したことである。つまり、これまで「新規接收絶対反対」を主張してきた五者協議会は、「干拓或は埋立」による新たな軍用地の確保を容認する立場へと、態度を変えたわけである。

「反論」提出から二日後の七月一八日、五者協議会は新たに次の二つ方針を打ち立てた。⁽¹⁶⁾一つは、沖縄現地でレムニツァー民政長官、五者協議会、そして日本政府代表の三者会談を開催するよう、レムニツァー民政長官と鳩山首相に要請することを決定したのである。この三者会談の要請は、五者協議会とレムニツァー民政長官との二者会談を開催すべきと主張した大湾喜三郎立法院議員（人政党）の提案に、日本政府代表（閣僚）も加えて沖縄現地でそれを開くべきだと主張した与儀達敏立法院議長（民主党）の意見も組み入れて決定されたものであった。日本政府も「土地問題の一当事者」であるから三者会談に「参加する必要がある」、というのが五者協議会の言い分であった。この方針に基づき五者協議会は、レムニツァー民政長官と鳩山首相に宛てた三者会談開催の要請書を米国民政府に対して提出した。いま一つの新たな方針は、プライス勧告の強行に備えて、地主団体、地方自治体、政治団体、そして各種民間団体によって構成される超党派の住民組織を構築する、というものであった。この方針に基づき九月二〇日、土地を守る会総連合が結成されることになる（後述）。

一方、日本外務省も八月二〇日、駐米日本大使館を通じて次のような具体的な提案をアメリカ国務省に対して行なった。すなわち、①更新可能な三カ年賃貸借契約を採用すること、②もし①が無理で

あれば、三年毎の地価の再評価を含んだ、更新可能な一〇カ年又は二〇カ年賃貸借契約を採用すること、③もし地主が一括払いを望む場合にはそれを認めること、④賃貸料は五倍に引き上げること、そして⑤使用されていない軍用地は返還し、新たな土地の接収は最小限度なものに制限すること、以上の五点を提案したのである。^⑮この外務省提案で注目すべきは、まず第一に、外務省が沖繩側の要望である「軍用地四原則」を伝えるだけでなく、具体的な妥協案をアメリカ政府に提示したことである。第二に、軍用地の新規接収については「最小限度なものに制限」すべきと留保をつけながらも、それを容認したことである。そして第三に、地主が一括払いを望む場合にはそれを認めてもよいが、それ以外の場合には、期限付きの賃貸借契約を行なうよう要求したことである。

だが、これに対して国務省は、すでに国務省と国防省はプライス勧告に沿った基本政策を決定した旨を外務省に伝えた。^⑯実際、八月一〇日の合同会議を経て国務省と国防省は、「絶対所有権」の取得を放棄した以外は、一括払い方式の採用を含めてほぼプライス勧告の線に沿った形の軍用地政策を決定していたのであった(後述)。しかし、日本外務省は、こうした決定がアメリカ政府内部でされたことを国務省から受けながらも、八月三十一日、再度駐日アメリカ大使館に対して、前出八月二〇日付覚書とほぼ同様な覚書を手交し、一括払い政策の変更を要求したのであった。^⑰

一方沖繩現地では、前述した三者会談開催の要請に対する返答として、八月一七日、レムニッツァー民政長官から比嘉主席宛てに書簡が届けられた。そして八月三〇日にはモーア民政副長官によって同

書簡の補足説明が行なわれた。同書簡が伝えたことは、①軍用地問題に関する協議は行政府と市町村を通じて関係地主と米国民政府との間で行なわれること、②五者協議会などの機関は協議主体とならないこと、そして③軍用地問題に関する協議に日本政府を参加させる意思がないこと、以上の三つであった。⁽²⁰⁾つまり、軍用地問題に関する協議は行政府・市町村と米国民政府との間で行ない、五者協議会や日本政府などはその協議に参加できないことを同書簡は伝えたのであった。しかし、沖縄の政治指導者達もこれでプライス勧告の実施を阻止することを諦めたわけではなく、再度日本政府を通じてプライス勧告の実施阻止を試みた。

九月下旬、民主党の与儀達敏や星克をはじめとする立法院議員の多くが、議会運営や税制面での調査研究を目的に日本本土へと出発した。また同じ頃、市町村長会会長の吉元栄真と土地連会長の桑江朝幸も「講和前補償」(一九四五年八月から一九五二年四月までの間に米軍が使用した土地等に対する補償)の要請で日本本土に渡っていた。これら日本本土へ渡った者のなかの誰によってなされたのか明らかではないが、沖縄の政治指導者達は日本政府に対して軍用地問題に関するみずからの要求を内密に伝えたのであった。そして一〇月一七日、重光外相はアリソン駐日大使に対して、「沖縄の責任ある指導者達から集めた情報」として、次のような内容の覚書を手交した。⁽²¹⁾すなわち、①賃貸借契約(lease)の期限は長期(例えば一〇年から二〇年)でもよいが、無期限(indefinite)ではいけない、②支払いは一年毎か、あるいは二年又は三年毎とすべき、③賃貸料は少なくとも五倍又は六倍に

引き上げるべき、④土地の新規接収は絶対的に最小限度なものに制限すべき、というものであった。同覚書には、上記の要求は沖繩の責任ある指導者達の「最小限度の要求であると考えられる」と付け加えられていた。

ここで注目すべき点は、重光がアリソンに伝えたこの沖繩の政治指導者達の諸要求が、前述した日本外務省の提案とほぼ同じ内容であったということである。唯一異なる点は、日本外務省が一括払い方式を例外的に認めたのに対し、沖繩の政治指導者達はそれを認めなかったことである。いま一つ注目すべき点は、軍用地の新規接収について「絶対的に最小限度なものに制限すべき」と留保をつけながらも、それを容認したことであった。つまり、沖繩の政治指導者達は、軍用地の新規接収問題では譲歩を示しつつも、支払方式については一括払い絶対反対の線を保持したのであった。

また九月二〇日には、前述した七月一八日の五者協議会の方針に基づき、超党派の住民組織である土地を守る会総連合が結成された。参加団体は、民主、社大、人民の三政党、市町村長会、市町村議会議長会、土地連、沖繩教職員会、そして沖繩青年連合会などで、会長には市町村長会会長の吉元栄真が、また事務局長には土地連会長の桑江朝幸がのちにそれぞれ選出された。²²以後、この超党派の土地を守る会総連合は、沖繩軍用地問題を解決していく上で大きな役割を演じることになる。

レムニッツァー民政長官によって軍用地問題に関するアメリカ政府の方針が発表されたのは、翌一九五七年一月四日のことであった(レムニッツァー声明)²³。このレムニッツァー声明の基本的枠組み

は、ほぼプライス勧告に沿ったもので、前述したように、国防省と国務省との間で前年八月に作られたものであった。すなわち、同声明は、①アメリカは「一坪でも」沖繩の土地に対して絶対所有権を取得しないこと、②アメリカが必要とする期間「完全使用」する土地に関しては、土地使用の代償として「多額の現金」を一括で支払うこと、③その一括払い金を「(琉球) 政府資金に預金し、この資金の運用により利息又は年収を上げ」(括弧は筆者)、これによって「元金に手をつけないで所有地から年収を確実に取得することができる」こと、④「近い将来において相当量の土地を返還でき得る」こと、そして⑤「軍事上の目的のために若干の土地を新規に借用しなければならない」こと、などを明らかにしたのである。

しかし、同声明がプライス勧告と唯一異なっていた点は、プライス勧告で謳われた「絶対所有権(fee title)」の取得を完全に放棄したことであった。「絶対所有権」の取得に国務省が反対した結果、同権利の取得は取り下げられたのであった。国務省が「絶対所有権」の取得に反対したのは、それによって①アメリカが永久的に沖繩に留まる意図を示すことになる、②日本の潜在主権を侵害することになる、そして③土地を永久的に奪うことになる、という理由からであった。²⁴⁾

このレムニツァー声明を受けて米国民政府は、二月二三日に布令一六四号「米国合衆国土地収用計画」を公布した。同布令は、アメリカが必要とする期間「完全排他的」に使用する土地に関しては、「限定付土地保有権(determinable estate)」を取得し、地価に等しい補償額を一括で支払うことを

規定した⁽²⁵⁾。また同布令はこれ以外に、五年を超えない期間使用する土地に関しては「定期賃借権 (leasehold)」を取得し、賃貸料を特定期間ごとに支払うことを、また特定の目的又は制限された目的に使用する土地に関しては「地役権 (easement)」を取得し、その土地の補償額を一括で支払うことを規定した。なお、これら三つの権利は、琉球政府や市町村を介さずに、直接米軍地区工兵隊と関係地主との協議によって取得されると規定され、もし関係地主がこれに応じなかった場合には、米軍地区工兵隊は土地の強制収用ができる規定された。

五月四日、布令一六四号に基づき「限定付土地保有権」の取得告知書第一号が那覇軍港地域の約二〇九エーカーの既接收地に対して出され、アメリカ政府の一括払い政策はついに実施に移されていったのである。

以上、本章では、プライス勧告発表以後の四者協議会（五者協議会）の動きに焦点をあてて考察した。同協議会はプライス勧告の実施を阻止するため、総辞職の決意表明、超党派の住民大会の開催、日本政府への対米折衝要請、そして三者会談開催の要請などを試みた。とりわけ注目すべきは、同協議会が領土主権問題を提起して日本政府を軍用地問題に関係させたことであった。これを契機に日本政府は沖縄の軍用地問題にかかわることとなり、軍用地問題は沖・米・日三者間の問題へと発展していったのである。

注

- (1) 『沖縄タイムス』一九五六年六月一五日。
- (2) 四原則貫徹実践本部『プライス勧告とその反論』一九五六年九月、法政大学沖縄文化研究所蔵。
- (3) 琉球政府行政主席官戻情報課編、前掲書一〇二〜一〇三ページ、三十周年記念誌編集委員会編、前掲書(資料編)、四七七〜四七八ページ。(4) 『琉球新報』一九五六年六月一五日。
- (5) 『沖縄タイムス』一九五六年六月一六日、一七日。なお、六月一五日の四者協議会で比嘉主席は、辞職の決意を披瀝し、同協議会とともにプライス勧告の実施阻止に当たることを表明したが、彼個人としてはプライス勧告に強く反対していたわけではなかった。彼は六月一三日のステイープス総領事との非公式会談において、プライス勧告が好ましい側面を持っていることをステイープスに伝えていたのである(Naha to Secretary of State, June 13, 1956, 794C.0221/6-1356; [U90006104B] 沖縄県公文書館蔵)。
しかし、プライス勧告への反発が強力な四者協議会のなかにあって比嘉は、みずからの見解を表明することはできず、同協議会に同調することを余儀なくされたのである。のちに比嘉は、行政主席は住民と軍との間の「緩衝地帯」であると表明し、同協議会の行動からいくぶん距離を置く態度を示したりもしたが、自らが党首を務める民主党内部から反発を受け、結局は同協議会側に留まりプライス勧告反対の線で行動することを余儀なくされたのであった(『沖縄タイムス』一九五六年七月一七日)。
- (6) 『琉球新報』一九五六年六月一七日、一九日。なお、この一六者協議会は七月一八日に土地を守る協議会

(土地協)へと発展・改組し、同協議会会長には沖縄教職員会会長の屋良朝苗が、副会長には沖縄青年連合会会長の瑞慶覧長仁と沖縄婦人連合会会長の竹野光子がそれぞれ選出された。土地協は七月二十八日に那覇で四原則貫徹住民大会を開催し、約一五万人の住民がこれに参加した。土地協の動きについては、新崎盛暉『戦後沖縄史』日本評論社、一九七六年を参照のこと。

(7) 『沖縄タイムス』一九五六年六月二日、二三日、二六日。

(8) 安里積千代『一粒の麦』民主党沖縄県連合会、一九八三年、二一三〜二一四ページを参照。なお、沖縄代表団四名は、代表団の後を追って渡日した教職員会会長の屋良朝苗、沖青連事務局長の仲宗根悟、そして沖婦連の仲井間八重子らとともに、全国各地で開かれた住民大会にも参加し、沖縄軍用地問題に関する国民世論の喚起に努めた。この代表団らの全国活動については、安里積千代、前掲書、二〇八〜二二二ページ、沖縄県青年団協議会『沖縄県青年団史』同協議会、一九六一年、三一七〜三二二ページを参照。

(9) この法務省と外務省との間の「外交保護権論争」については、渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交』福村出版、一九七〇年、一二四〜一二八ページを参照のこと。なお、この時期の日本政府（外務省、法務省）や日本本土の各政党（自民党、社会党）の動きについては、同書と河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会、一九九四年を参照のこと。

(10) 『朝日新聞』一九五六年六月一九日。

(11) 法務省「沖縄の土地問題について」（一九五六年六月二八日）南方同胞援護会編『沖縄関係資料』一九五七

年、五一ページ。

- (12) 『沖縄タイムス』一九五六年七月四日。
- (13) Tokyo to Secretary of State, July 13, 1956, 794C.0221/7-1356. [U90006105B] 沖縄県公文書館蔵
AMEMBASSY, Tokyo to THE DEPARTMENT OF STATE, WASHINGTON, July 18, 1956, "Foreign Office Memorandum on Okinawan Land Problem," 794C.0221/ 6-2256. [U90006104B] 沖縄県公文書館蔵。
- (14) 『沖縄タイムス』一九五六年七月七日。
- (15) 前掲資料『プレスミス勧告とその反論』。
- (16) 『琉球新報』一九五六年七月一九日。
- (17) Memorandum of Conversation, August 20, 1956, 794C.0221/8-2056. [U90006106B] 沖縄県公文書館蔵。
- (18) Ibid.
- (19) MEMORANDUM OF CONVERSATION, August 31, 1956, "Land Policy in Okinawa," enclosure in Letter from Horsey to Hemmendinger, September 4, 1956, 794C.0221/9-456. [U90006107B] 沖縄県公文書館蔵。
- (20) 『琉球新報』一九五六年八月一八日、三二日。
- (21) From TOKYO to Secretary of State, October 18, 1956. [U90006107B] 沖縄県公文書館蔵。なお、著者

はこの「沖縄の責任ある指導者達」とは、これまでの一連の流れからみて、民主党の星克や与儀達敏、土地連会長の桑江朝幸、そして市町村長会会長吉元栄真などではなかったかと推測する。

(22) 『沖縄タイムス』一九五六年九月二一日。

(23) STATEMENT OF GENERAL LEMNITZER, GOVERNOR OF THE RYUKYU ISLANDS, ON THE UNITED STATES LAND POLICY IN THE RYUKYU ISLANDS. 日本語訳は、「琉球土地問題に関する米国政府の方針に就ての琉球諸島民政長官レムニツァー大将の聲明」〔U90007049B〕沖縄県公文書館蔵。

(24) Telegram from the Department of State to the Embassy in Tokyo, August 11, 1956, 794C.0221/8-1156. 〔U90006106B〕沖縄県公文書館蔵。Memorandum of Conversation, August 10, 1956, "Telegram of instruction to General Lemnitzer regarding Ryukyuan land acquisition program," 794C.0221/8-1056. 〔U90006106B〕沖縄県公文書館。

(25) 『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅲ)』編集・発行月刊沖縄社、一九八三年、一六一〜一六五ページ。

第三章 アメリカの軍用地政策の実施と沖縄内部の見解の対立

本章では、アメリカの軍用地政策の実施に対する沖縄内部の反応について考察する。とりわけ本章

では、沖縄内部で一括払い問題と新規接收問題に関して見解の違いが出てきたことと、それらの見解の違いがどのように収斂していったのかに注目をしてみたい。

さて、前章で述べたレムニッツァー声明（一九五七年一月）および布令一六四号（同年二月）に対して行政府、立法院、そして土地を守る会総連合などはいかなる態度・行動を示したのであるか。まず行政府からみてみよう。行政主席には、一九五六年一〇月に比嘉主席が急逝したのに伴い、前那覇市長の当間重剛が第二代行政主席に任命されていた（同年十一月一日就任）。その当間は、島ぐるみのプライス勧告阻止行動が盛り上がりを見せしていた同年七月中旬頃、唯一人、「米国は所有権を獲得しないという前提で沖縄側が主張する適正補償を認め経済変動を起ささないなら、一括払いもさして反対ではない」旨を明言し、土地連をはじめ各種団体から非難を受けた人物であった。^①どの政党にも党籍を持たない当間主席は、民主党の党首でもあった前任者の比嘉のように政党の拘束を受けることはなく、しかも主席就任後初の施政演説のなかで、琉球政府は米国民政府の「代行機関」であることをはっきりと表明した人物であった。^②

当間主席は一九五七年一月に発表された前出レムニッツァー声明に対して、「一括払いは米国の最終方針であり、受取らない人には、政府が責任をもって分割払いすることになろう。従ってその資金の運用をどうするかを研究しなければならない」と述べ、一括払い政策及びその資金運用に支持を表明した。^③大分後のことではあるが、一九五八年四月にオルコット・デミング（Olcott H. Deming）

総領事と会談した当間主席は、「一括払い方式は琉球経済にとって非常に有益であろう」と述べた上で、一括払い金の資金運用についてデミングに説明している。当間の資金運用計画は、一括払い金の五〇億円を沖縄経済のために直接利用できるとした上で、そのうちの二〇億円は各地域における様々な経済開発計画に活用し、残りの三〇億円は年六％の利息で軍用地主に預金させ、それを八％から一〇％の利息で琉球銀行から日本本土に再投資して利益を上げ、元金は新規の経済開発計画に活用する、というものであった。^④一九五七年度の琉球政府の歳入総額（一般会計・特別会計）が約二八億七〇〇万円であったことを考えれば、当間が運用しようとした約五〇億円という金額は膨大なものであった。^⑤

こうした当間主席の考え方を支持したのが沖縄経済界であった。琉球商工会議所会頭の富原守保琉球銀行総裁は、その回顧録のなかで、「経済界の多数意見は『米国が土地の所有権を獲得しないという前提なら一括払いを認めて、その資金を（沖縄の）経済復興にあてるべきだ』ということまで一致していた」（括弧は筆者）と述懐している。^⑥当間主席と沖縄経済界は約五〇億円と見積もられる一括払い金を沖縄の経済復興のために活用しようと考えていたのである。

軍用地の新規接収問題に対する当間の態度は、久志村辺野古におけるような新規接収であれば容認する、というものであった。^⑦前出レムニツァー声明が発表される約一週間ほど前、すなわち一九五六年一月二八日、沖縄本島北部にある久志村辺野古の地主全員が、同地域一帯六二八エーカーの土地の新規接収を容認したのであった。この地域は第一章でみたように海兵隊の沖縄移駐に伴って新規

に接収されることが予定されていた地域であった。辺野古地区の地主は土地の新規接収を認めるに際し、①電気水道施設を敷くこと、②損害に対して適正に補償すること、③黙認耕作地（米軍が公式・非公式に軍用地内で農業を行なうことを許可している土地）を認めること、④基地建設の際は辺野古地区から労務者を採用すること、そして⑤農耕地の接収はなるべく避けること、を条件に出し、米軍もこれを受諾した⁸⁾。当間主席はこの辺野古地区を現地視察した際、「久志辺野古の地主が（アメリカと）協力的立場をとり、自分たちの幸福と将来的繁栄の方式をとったことは、当然のことだと思う。……久志村長が、こんどの問題に対処した態度に敬意を表するものである」（括弧は筆者）と述べ、新規接収に応じた村長及び地主を激励した⁹⁾。

一方、立法院、市町村長会、そして土地を守る会総連合などは、当間主席や沖縄経済界とは逆に、アメリカの一括払い政策に強く反対した。アメリカの軍用地政策が発表されたのを受けて土地を守る会総連合は、軍用地問題解決のための「具体案」を作成し、これを三月二十九日の総会で採択した。この「具体案」は、一種の妥協案として土地を守る会総連合事務局長の桑江朝幸（土地連会長も兼任）によって作成されたものであった¹⁰⁾。同「具体案」の基本的な考え方は、「観念に捉われず、沖縄の置かれている現状に、最も深く注目し、現実否定にならないよう配慮」しながら、「断乎として貫徹すべき事項」を明らかにし、「譲り得る線」を「ぎりぎりまで勘案」することであった。まず、「断乎として貫徹すべき事項」とは、一括払いを阻止することであった。同「具体案」は、一括払い方式に代

わるものとして、①更新可能な五カ年賃貸借契約、②賃貸料の毎年払い、そして③賃貸料の五カ年毎の更新を提案した。また、例外として転業・移住資金等が必要な場合には五カ年以内の前払い借用方式をとることも提案した。

次に、「譲り得る線のぎりぎりまで勘案」したものは、条件付で軍用地の新規接收を認めることであつた。同「具体案」は、「住民に及ぼす影響が少なく且つ生産手段や生活に悪影響を及ぼさないと判断される地域に対しては、地域住民の意思を尊重しつつ軍と協力し、新規接收を認める」場合もあるとした。そしてそのケースに「関係住民の生活」に「不安を与へない不毛の原野」を挙げ、久志村辺野古の事例もこれにあたるとした。要するに、この桑江の起草した「具体案」は、軍用地の新規接收問題ではアメリカ側に一定の譲歩を示しつつも、一括払い政策の実施だけは是が非でも阻止しよう^①と意図されたものであつた。久志村辺野古のような場合には新規接收を容認するとしたこの「具体案」は、先述した当間主席の考え方とほぼ同じものであつた。

土地を守る会総連合内部では、市町村長会、市町村議会議長会、土地連、そして民主党の多数派がこの「具体案」を支持し、一方社大党や人民党がこれに強く反対した。両党が反対したのは「不毛地」に限って新規接收を認めるとした箇所であつた。社大党の主な反対理由は、軍用地の新規接收反対を謳った立法院決議には「条件によっては認めるといふ文句はどこにもない」というものであつた。また人民党の主な反対理由は、「いかなる名目であれ一旦新規接收を認めたらば、その後この土地が

何に使用されるか」分らないし、「その後の新規接收を容易にさせる」というものであった。¹²しかし、結局のところ同「具体案」は、三月二十九日に開かれた土地を守る会総連合の総会において、四五対一〇（賛成票四五、反対票一〇、白票一〇、不明票一）で採択されたのである。¹³同「具体案」は軍用地主および沖繩住民の多数意見として立法院と行政府に提出された。提出に際して同連合事務局長の桑江は、来る六月の岸首相の訪米前までには「住民のまとまった意思を打出すべきだ」と述べた。¹⁴沖繩では岸首相が六月に訪米し、アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領との間で日米首脳会談を行なう予定であることが伝えられていたのである。

土地を守る会総連合から同「具体案」を受けた立法院は、その採択をめぐって与党の民主党と野党の社大党、人民党が対立した。民主党は、同「具体案」を早急に立法院で決議し、この「具体案」に基づいて日本政府に対米折衝を要請すべきであると主張した。これに対して社大党は、新規接收問題は棚上げにした上で、立法院の最大公約数である「一括払い反対」だけを日本政府に伝えるべきであると主張した。¹⁵しかし、結局のところ立法院は、社大党の意見を採用し、ひとまず新規接收問題を棚上げにした上で、一括払いの廃止のみを日本政府に要請することを決定したのであった。

こうした土地を守る会総連合、立法院の一括払い反対の動きと並んで注目しておきたいことは、土地を守る会総連合の主要団体の一つである市町村長会の動きである。市町村長会は五月一五日の総会において、一括払い反対を全会一致で決議した。¹⁶この市町村長会の一括払い反対決議のなかで注目す

べき点は、市町村財政に与える影響面からこれに反対した点である。布令一六四号第二条A項は、アメリカ側が限定付土地保有権を取得して一括払い金を土地所有者（軍用地主）に支払った際には、その土地所有者には「納税の義務」がないことを規定している。つまり、布令一六四号に基づき一括払いが実施された場合、各市町村はこれまで軍用地主から徴収していた固定資産税に含まれている土地税を徴収することができなくなるのである。例えば、村全体の八八%が軍用地に接収されている沖縄本島中部にある北谷村では、一九五七年度の歳入予算三八五万円のうち約五六万円は軍用地関係の固定資産税となっていた。これに村有地の軍用地使用料四八万円などを加えると、米軍の土地使用から直接間接に入ってくる村の収入は、実に村の歳入予算の約二八%を占めるものであった。村の総面積の八〇%以上を軍用地が占める本島中部の嘉手納村や読谷村も、北谷村の实情とほぼ同じようなものであった。¹⁷⁾ 沖縄の全五四市町村のうち、以上の三村を含めて三六市町村に軍用地があったことを考えれば、布令一六四号に基づく一括払い政策の実施は、市町村財政に大きな悪影響を及ぼすものであったことがよく分かる。

以上のように、当間主席や沖縄経済界はアメリカの一括払い政策を支持し、一方の土地を守る会総連合や立法院、そして市町村長会などは軍用地の新規接収を条件付で容認、あるいは棚上げにした上で、一括払い政策に反対した。こうした状況のなか、六月四日に立法院代表四名（民主党から新里嘉栄、星克、社大党から平良幸市、そして無所属の新里善福¹⁸⁾）と土地連会長の桑江朝幸らは日本本土へ

と渡り、六月中旬にワシントンでアイゼンハワー大統領との首脳会談を予定していた岸首相を訪問した。立法院・土地連代表は岸に対して「一括払いの問題を中心」に日本復帰問題など「沖繩の諸問題」を訴えた。⁽¹⁹⁾

ワシントンを訪問した岸がアイゼンハワー大統領やダレス (John F. Dulles) 国務長官と会談したのは、六月一九日から二一日のことである。岸がこの日米首脳会談において日米安全保障条約の改定問題とともに沖繩の領土問題を取り上げたことについては、よく知られている。⁽²⁰⁾ しかし、岸はこの日米首脳会談で沖繩の軍用地問題も取り上げていたのである。もちろん、沖繩問題に関して岸が、軍用地問題よりは領土問題を優先的に考えていたことは確かである。しかし、立法院をはじめ沖繩住民の多くが日本復帰問題よりも軍用地問題の解決を、なかでも一括払い問題の解決を岸に期待していたことを考えれば、岸が日米首脳会談で軍用地問題を取り上げたことは重要である。

六月一九日に行われたアイゼンハワーとの会談で岸は、米軍の土地使用によって沖繩住民の土地が不足していることや、沖繩住民が他の日本人よりも土地に対して強い愛着を持っていることを指摘した上で、この沖繩土地問題を考慮することこそ日本とアメリカのパートナーシップにとって利益となる、とアイゼンハワーに対して訴えたのであった。⁽²¹⁾

翌二〇日に行われたダレスとの会談で岸は、さらに具体的に、日米両国の国会議員で構成される合同委員会を発足させ、その委員会によって一括払い問題を合同で解決することを提案し、その調査が

なされるまでの間は土地の新たな接收を延期するよう要請した。また岸は、沖縄における米軍基地の必要性に理解を示しながらも、米軍の土地接收に伴う耕作地の不足を指摘し、米軍による土地接收を最小限度に止めるよう要求した。これに対してダレスは、岸の提案した合同委員会の設置についてはその実現可能性はないと返答しながらも、国務省は軍部に対して軍用地の新規接收を絶対的に最小限度なものにするよう要請している、と岸に伝えたのであった。²² 以上のように、日米の国会議員からなる合同委員会の設置によって一括払い政策の見直しを目指した岸の提案はダレスによって退けられた。しかし、いま一つのアメリカの新規接收政策に対して配慮を求めた岸の要求は、日米首脳会談の終了後、国務省から国防省に伝えられたのであった。²³

この時期、国防省は前出レムニッツァー声明に従って土地接收を最小限度なものにするため検討を重ねていた。同年七月二三日、レムニッツァーはアイゼンハワー大統領に対して、軍部にとってとくに必要のない土地を沖縄経済のために返還する土地計画はうまくいっている、と報告した。²⁴ また、八月一四日には米海軍が与那原飛行場用地の返還を東京の海軍司令官に指令した。²⁵ 次章でみる第二次沖縄訪米団が携帯した折衝資料「沖縄における軍用地問題」によれば、前出レムニッツァー声明が出された一九五七年一月から沖縄代表団が訪米する一九五八年六月までに米軍が返還した土地面積は、約五〇三エーカーであった。²⁶ これに対し上記期間内に新たに米軍によって接收された軍用地面積は、約二万五八二〇エーカーに及んだ（私有地・市町村有地が約二五八七エーカー、旧国・県有地が約二万

三二三三エーカー)²⁷ この数字をみる限り、「相当量の土地を返還」する一方で「若干の土地を新規に借用」しなければならいと表明した、前出レムニツアー声明とは全く逆に、米軍は「若干の土地」を返還しつつも「相当量の土地」を新規接収したのであった。しかし、第一章でみたように、一九五五年当時、陸軍省が約四万エーカーもの軍用地（私有地・市町村有地が約一万二〇〇〇エーカー、旧国・県有地が約二万八〇〇〇エーカー）を新規接収する計画を立てていたことを考えれば、軍部は大幅に新規接収予定地面積を削減したともいえるのである。²⁸

こうした米軍による土地接収に対する各地域の態度は実に多様であった。沖縄本島南部にある具志頭村のように、それに強く反対した地域もあれば、本島中部の読谷村のように、接収反対から適正補償の要求に態度を切り替えた地域もあった。その一方で本島北部の金武村のように、村議会議員や区長らを含む地主代表らが積極的に海兵隊基地の誘致を米国民政府に対して要請した地域もあった。²⁹

こうした状況のなか、九月二六日、立法院は、土地を守る会総連合の前出「具体案」を骨子とした「軍使用土地問題解決具体案」を可決した。野党の社大党、人民党、無所属が反対するなか、与党の民主党は同「解決具体案」を採決に持ち込み、一七（民主党）対一〇（社大党、人民党、無所属）でこれを可決したのである。同「解決具体案」によって立法院は、①条件付新規接収容認（不毛地に限って容認）、②更新可能な五カ年賃貸借契約、③賃貸料の毎年払い、そして④賃貸料の五カ年毎の更新などを方針として決定したのであった。³⁰ こうして立法院が条件付で新規接収を容認する基本方針を採

択して以後、新規接收絶対反対の主張は、土地を守る会総連合、立法院、そして行政府などから出されなくなっていた。軍用地の新規接收問題は政治問題としては終息していったのである。なお、こうした状況のなか、一〇月二一日、日本本土から第三海兵師団第九連隊の主力部隊が久志村辺野古や金武村などの米軍基地に移駐してきたのであった。³¹⁾

さて、立法院・土地を守る会総連合と当間主席が対立していた一括払い問題に関しては、翌一九五八年二月一七日、土地を守る会総連合の要請を受けて当間主席と会談した立法院代表七名が、当間を一括払い反対の立場に取り込むため説得にかかった。立法院議長の与儀達敏は当間主席に対し、「政治は多数意志に従ったものでなければならぬ。軍が（一括払い政策）を強行しようとするのも、住民の意思がバラバラという印象からで、主席が『民の態度はこうだ』と（一括払い反対で）立上れば、アメリカも反省する」（括弧は筆者）と述べて説得した。これに対して当間は、みずからの態度を変えらるることに難色を示したが、結局のところ与儀ら立法院代表の半ば強引な説得によって、「民意としての一括払阻止」に取り組むことを余儀なくされたのであった。³²⁾ 前任の比嘉と同様、当間主席も立法院や土地を守る会総連合の側に立って行動することを余儀なくされたわけである。沖縄側の態度はこうして一括払い反対の線で統一されることとなった。³³⁾

以上、本章では、一九五七年一月のレムニツァー声明発表以後の沖縄内部の政治過程を中心に考察した。この政治過程をみて特徴的なことは、一括払い問題と新規接收問題に関して沖縄内部で見解

の違いが表面化したことであった。前者については、当間主席や沖縄経済界がこれを支持し、一方の立法院や土地を守る会総連合などがこれに反対した。また後者については、民主党、市町村長会、そして土地連などが条件付でこれを容認し、社大党と人民党がこれに反対した。しかし、新規接収問題については、「条件付新規接収容認」の方針が土地を守る会総連合と立法院で可決されたことによって政治問題としては終息していった。また一括払い問題については、立法院の説得によって当間主席は一括払い反対の立場に立つことを余儀なくされたのであった。

注

- (1) 『沖縄タイムス』一九五六年七月一六日。当間重剛『当間重剛回想録』当間重剛回想録刊行会、一九六九年、二〇六～二一六ページ。
- (2) 同前紙、一九五七年五月八日。
- (3) 同前紙、一九五七年一月九日。
- (4) Memorandum of Conversation, April 15, 1958, enclosure in American Consular Unit, NAHA to THE DEPARTMENT OF STATE, WASHINGTON, April 21, 1958, 794C.0221/4-2158. [U90006117B] 沖縄県公文書蔵。
- (5) 前掲書、琉球銀行調査部編、一三五〇ページ。

(6) 富原守保『金融の裏窓十五年』経済評論社、一九六四年、五二ページ。

(7) Conference Held By General Lemnitzer, Governor, Ryukyu Islands - Re United States Land Policy, Ryukyus Islands, January 4, 1957. [U90007049B] 沖縄県公文書館蔵。

(8) 『琉球新報』一九五六年二月三〇日。

(9) 『沖縄タイムス』一九五七年一月一四日。

(10) 琉球政府行政主席官房情報課「軍用土地問題の経緯」一九五九年六月、三三〜三七ページ、桑江朝幸『民族の血は燃えて』新星図書、一九七二年、二〇二〜二〇五ページ。なお、桑江が会長を務める土地連も一月一九日に約二〇〇〇名の軍用地主を集めて地主大会を開催し、一括払い絶対反対を主張した。その後も土地連は終始一括払いに反対の態度を示した。

(11) なお、この「不毛地」に限って新規接収を認めるという考え方は、桑江が起草したこの「具体案」が初めてではなかった。これは、日本本土において前年（一九五六年）の一〇月二九日に自民党沖縄問題特別委員会ですでに提示されていた考え方であった。自民党沖縄問題特別委員会に提出された渚上（房太郎）私案では、「新規接収については現在の接収地を高能率的に使用したとえば平屋は二階建にするとか、現接収地内の不毛地を開放するとか上手に使用するよう米国当局に進言する。それでも駄目なら港湾埋立や不毛山林地の開発による土地造成などにより新規接収を出来るだけ食い止める」と謳われていたのである（『琉球新報』一九五六年一〇月三〇日）。

- (12) 『沖繩タイムス』一九五七年三月五日。
- (13) 同前紙、一九五七年三月二〇日。
- (14) 『琉球新報』一九五七年四月六日。
- (15) 『沖繩タイムス』一九五七年五月二〇日、二四日。
- (16) 同前紙、一九五七年五月一六日。
- (17) 同前紙、一九五七年六月二七日。
- (18) 民主党幹事長であった新里善福は、一九五六年九月に民主党を脱党し、その後無所属となっていた。
- (19) 立法院代表らの岸との会見および日本本土での活動については、「限定付土地保有権に対する疑義を中心とする法的問題報告：一九五七年七月二日」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ7—9）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部蔵を参照。
- (20) 原彬久『日米関係の構図』日本放送出版協会、一九九二年、第三章第四節、河野康子、前掲書、第六章第二節。
- (21) Memorandum of a Conversation, White House, Washington, June 19, 1957, Foreign Relations of United States:1955-1957, Vol. XXⅢ (G.P.O., 1991) (以下、FRUSと略記する。), p.372.
- (22) Memorandum of Conversation, Secretary Dulles' Office Department of State, Washington, June 20, 1957, FRUS:1955-1957, Vol. XXⅢ, p.391. なお、この合同委員会の設置提案は、訪米前の岸に対して自民

党沖繩問題特別委員会（委員長、野村吉三郎）が提案したものであった。（『沖繩タイムス』一九五七年六月八日）。自民党沖繩問題特別委員会が沖繩軍用地問題に対して果たした役割については、筆者にとつての今後の研究課題の一つである。なお、同特別委員会については、渡辺昭夫、前掲書、一九八〇二〇四ページ、河野康子、前掲書、一二七―一三八ページを参照のこと。

- (23) Letter from Rovertson to Sprague, (undated). [U00001554B] 沖繩県公文書館蔵。Letter from Jones to Sprague, July 16, 1957. [U00001554B] 沖繩県公文書館蔵。
- (24) Memorandum of a Conference With the President, White House, Washington, July 23, 1957, FRUS:1955-1957, Vol. XXIII, p.429.
- (25) Telegram from the Department of State to The American Embassy, Tokyo, September 19, 1957, 794C.0221/9-1957. [U90006111B] 沖繩県公文書館蔵。
- (26) 沖繩軍用地問題折衝渡米代表団『沖繩における軍用地問題』一九五八年六月、『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ 7―5）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部蔵。なお、英訳は、MILITARY LAND PROBLEM IN OKINAWA, June 1958. [U90006118B] 沖繩県公文書館蔵。
- (27) 同前資料。
- (28) 米軍部は、第一章でみたように、一九五五年当時、新規接收地も含めて約五万二〇〇〇エーカーの土地（私有地、市町村有地）を確保する計画を立てていた。しかし、その計画を次のように変化する。一九五六

年のプライス勧告発表以後の計画では約五万六〇〇〇エーカー、一九五七年のレムニッツァー声明の発表以後の計画では約五万二〇〇〇エーカー、一九五八年五月の計画では約四万八〇〇〇エーカー。Telegram from the Department of State to The American Embassy, Tokyo, September 19, 1957, 794C.0221/9-1957. [U90006111B] 沖縄県公文書館蔵。MEMORANDUM FOR THE RECORD, May 12, 1958, "Ryukyuan Land Problem." [U90006134B] 沖縄県公文書館蔵。

(29) 『沖縄タイムス』一九五七年八月八日、二三日、一〇月一九日、二二日。各市町村における土地の新規接収および返還の実態や、それに対する各市町村の態度・行動については、筆者にとっての今後の研究課題の一つである。

(30) 琉球政府行政主席官房情報課、前掲書、一一一ページ。

(31) 『沖縄タイムス』一九五七年一〇月二三日。

(32) 同前紙、一九五八年二月一六日、一八日、一九日、二〇日。

(33) 前章で述べたように、その後も当間は一括払い方式が琉球経済にとって非常に有益である旨をデミング総領事に対して非公式に説明したりはしたが、表立って一括払いを容認する発言を控えることとなった。

第四章 沖繩代表団の第二次訪米と「新土地補償計画」の成立

本章では、アメリカ政府が軍用地政策の再検討を表明した一九五八年四月から、沖・米間で「新土地補償計画」が合意された一九五八年一月までの、沖繩軍用地問題をめぐる政治過程を考察するものである。とりわけ本章では、第二次沖繩訪米団の行動に焦点をあてることにする。

モア高等弁務官が「土地収用計画について現在ワシントン当局で再検討がなされている」とのメッセージを読み上げたのは、一九五八年四月一日のことである（モア声明^①）。一九五七年二月に布令一六四号が公布され、一括払い政策が実施に移されてから約一年二ヶ月を経て、アメリカはついに軍用地政策の再検討を沖繩に伝えたのであった。このモア声明が出される二日前、ワシントンでは国防省と国務省が合同会議を開き、沖繩の軍用地問題について協議していた^②。会議では、現在の一括払い政策を維持すべきであると主張する国防省と、一括払い方式と毎年払い方式の選択制にすべきであると主張する国務省が対立した。結局、会議は両省の見解が対立したまま次回に持ち越されたが、ここで国務省が支払い方式の選択制を国防省に対して要求したことは重要である。

国務省が沖繩における一括払い政策を見直す直接的契機となったものは、沖繩情勢の悪化であった。一九五六年一二月に那覇市長に選出された沖繩人民党党首の瀬長亀次郎に対して米国民政府は、那覇市の補助金を打ち切るなどして瀬長に圧力をかけ、一九五七年一月には布令によって市町村長選挙

法と市町村自治法を強引に改正し、瀬長の選挙権を剥奪した。そしてその後那覇市議会が市長の信任案を可決し、ついに瀬長は市長の座を追われることとなったのである。こうした米国民政府の瀬長市長に対する強圧的な態度によって沖縄の世論は反米的傾向を強め、翌一九五八年一月一二日に行なわれた瀬長の後任市長を決める那覇市長選挙では、「親瀬長」の民連（民主主義擁護連絡協議会。議長瀬長亀次郎）が推す兼次佐一元社大党書記長が市長に当選した。兼次は瀬長とともに米軍から「共産主義者」とみなされていた人物であった。この選挙で民連は人気を博し、「民連ブーム」といわれるものを生み出した。^③

こうした沖縄情勢の悪化を契機に国務省は、対沖縄政策の根本的再検討に着手した。沖縄の施政権返還や沖縄統治の改善策とともに、沖縄における一括払い政策も国務省の検討課題に取り上げられたのである。^④二月一日と二四日の二度にわたってマッカーサー（Douglas MacArthur II）駐日アメリカ大使は、一括払い政策の見直しをダレス国務長官に対して要請した。^⑤また、三月三十一日にはロバートソン（Walter S. Robertson）国務次官補もダレスに対して、現在推し進められている一括払い政策を見直し、地主に対して更新可能な五カ年賃貸借契約の下での毎年払い方式か一括払い方式の選択肢を与えるべきであると勧告した。^⑥こうした経緯を経て、国務省は前述した四月九日の国防省との合同会議において支払い方式の選択制を国防省に要求したのであった。

さて、「土地収用計画について現在ワシントン当局で再検討がなされている」ことを明らかにした

前出モーア声明を受取った立法院は、四月一七日、直ちに立法院代表団を日本本土に派遣し、対米交渉によって一括払い政策を変更させるよう岸首相をはじめ関係要路に要請した。^⑦ これを受けて日本外務省は五月一二日、マッカーサー大使に対して、更新可能な五カ年賃貸借契約を採用し、一括払い方を放棄するよう提案した。^⑧

日本政府への対米折衝要請に続いて立法院では、土地連、市町村長会の要請に応じて代表団をワシントンに派遣することを四月二八日に決定し、その準備にとりかかった。^⑨ こうした状況のなか、五月二〇日、陸軍省より当間主席宛てに招待状が届けられ、六月一〇日、沖繩代表団は軍用地問題の解決を図るためワシントンへと出発した。一九五五年の第一次訪米団に続くこの第二次訪米団は、安里積千代立法院議長（去る三月の立法院選挙で社大党が民主党を破り立法院与党となり、社大党委員長の安里が立法院議長に就任した）を団長に、当間重剛行政主席、与儀達敏民主党総裁、桑江朝幸土地連会長、渡慶次賀善市町村長会副会長、そして赤嶺義信琉球政府法務局長の六名で構成された。訪米を前に沖繩代表団が立てた対米提案事項は次のようなものであった。^⑩

一、(A)期限の定めのない賃貸借契約方式を採用し、一括払方式は全面的に廃止する。(B)地料は毎年払いとし、三年及至五年毎に再検討する。(軍用地) 返還の場合には米側において復元する義務を負う。(C)地料の決定については、琉米双方からなる地料査定委員会〔仮称〕を設置する等の方法により、充分民意を反映せしめること。

一、米軍の土地使用は、その必要の存続する期間を期限としその期間内に施政権が返還された場合

における土地使用については、日米間の話し合いによる」（括弧は筆者）。

沖縄代表団にとって対米折衝の最大の目的は、(A)と(B)の提案を実現すること、すなわち一括払い方式を全面的に廃止して、毎年払いの賃貸借契約を実現することであった。代表団はこの一点を実現するために全精力を傾けたといつてよい。また、(A)で「期限の定めのない賃貸借契約」としたのは、沖縄代表団のアメリカ側への一つの譲歩であった。前章でみたように、土地を守る会総連合および立法院の方針が「更新可能な五カ年賃貸借契約」であったことを考えれば、代表団は契約期間でアメリカ側に譲歩することを考えていたのである。また、もう一つのアメリカ側への譲歩は、軍用地の新規接収問題を対米折衝の際に議題として取り上げないことであった。

二の提案事項は、沖縄返還との関連で大変興味深いものではあるが、実際の陸軍省との協議では提案されなかった。後述するように、陸軍省が沖縄代表団の最大目的である一括払いの全面廃止にさえ最後まで難色を示したことを考えれば、沖縄代表団はこのかなりセンシティブな提案を取り上げるのを控えたのではないかと思われる。

かくして、六月一〇日、沖縄を出発した代表団（当間主席は南米視察のため一足先に渡米していた）は、途中、東京で岸首相やマッカーサー駐日大使と会談を行い、その後ワシントンへと飛び立った。マッカーサー駐日大使との会談で団長の安里は、次のように一括払い方式の完全廃止を訴えた。⁽¹⁾すなわち、もしアメリカが伝えられている一括払い方式と毎年払い方式の選択制を採用したなら、我々穩

健全な指導者は「親共産主義」の民連のプロパガンダに対抗することは出来ないし、米軍当局と協力している我々の政治的キャリアを終わらせることになる、と訴えたのである。

安里がこのように訴えたのは、代表団が訪米する前、民連が代表団の立てた「賃貸借契約」方針に反対し、代表団の訪米に反対していたからであった。民連は、「賃貸借契約」をアメリカと締結することは米軍基地の存続を認めることになる⁽¹²⁾と批判し、「賃貸借契約」ではなく米軍による土地の「不法占有」に対して補償を求めるべきであると主張したのであった。安里ら沖繩代表団は、逆にこの民連の批判を利用してマッカーサー大使に一括払い方式の完全廃止を訴えたのである。前述したように、マッカーサーは沖繩における反米感情の高まりを理由に一括払い政策の見直しを國務省に提案したが、沖繩代表団もまた、この「反米」「反基地」の民連の脅威を理由に挙げて一括払い方式の完全廃止を訴えたのであった。⁽¹³⁾

沖繩代表団が日本を発った後、日本外務省もマッカーサー大使に対して、「沖繩代表団はアメリカ政府が選択制の考えを放棄することを期待しており、もしアメリカ政府が選択制を無理強いたならば沖繩でかなり不幸な反響を引き起こすであろう」と述べ、沖繩代表団を側面からサポートした。⁽¹⁴⁾さらに岸首相も六月一八日、マッカーサーに対して、沖繩でのドル通貨切り替え（アメリカ政府は沖繩で使用されていたB円をドルに変更する計画を立てていた）を認める条件に、アメリカ政府が「沖繩の土地補償政策」を好意的に決定するよう要請した。⁽¹⁵⁾

では、沖縄代表団を待ち受けるアメリカ政府の態度はどのようなものであったのだろうか。アメリカ政府は沖縄代表団との正式協議の直前まで、みずからの軍用地問題に対する態度を決めきれなかった。四月の合同会議で国防省と国務省が軍用地問題をめぐって対立したことについては前述した通りであるが、その後数回にわたって行なわれた合同会議においても、一括払い方式の継続を主張する国防省と、支払い方式の選択制を求める国務省の溝は埋まらなかった。しかし、ここで注目しておくべきことは、沖縄代表団が訪米したちょうど同じ頃、国務省がこれまでの支払い方式の選択制から一括払い方式の完全放棄にその態度を変更したことである。

六月一八日、パーソンズ (Howard L. Parsons) 北東アジア課長は、なぜ沖縄代表団が選択制に強く反対して一括払い方式の完全廃止を要求するのかを、ロバートソン国務次官補に報告した。¹⁶パーソンズは、一九五六年七月に五者協議会がモアアに提出した前出「プライス勧告に対する反論」や、前述したマッカーサー・沖縄代表団会談における安里らの主張、そして沖縄代表団が東京を発ったあとに外務省がマッカーサーに対して行なった要求などを挙げ、なぜ沖縄代表団が一括払い方式の完全廃止を要求するのかを説明した。

それから四日後の六月二二日、ダレス国務長官はクエール (Donald A. Quarles) 国防副長官に書簡を送り、前述した岸のマッカーサー大使への要請 (沖縄でのドル通貨切り替えを認める条件に軍用地政策を好意的に改めること) を伝えた上で、一括払い方式を放棄して期限に定めのない賃貸借契

約（賃貸料は毎年払いで五年ごとに更新）に変更すべきことを提案した¹⁷。国務省は支払い方式の選択から毎年払い方式の採用に態度を改め、前述した沖繩代表団の対米折衝提案と全く同じものを国防省に提案したのであった。

六月二六日、ダレスに続いてロバートソン国務次官補もスプレイグ (Mansfield D. Sprague) 国防次官補と電話会談を行い、彼に対して岸の要請を伝えた¹⁸。その際、ロバートソンは、もし沖繩代表団がアメリカ政府の立場を聞くことなく、また軍用地問題を解決することなく沖繩へ帰任した場合、彼らはアメリカ政府に完全に冷たくあしらわれたと感じるのであるうし、そうなると沖繩政策に関してこれまで直面したいかなる状況よりも悪い結果を引き起こすことになるであろう、とスプレイグに警告した。

アメリカ政府が一括払い問題に関する態度を決定したのは、沖繩代表団との正式協議に入る僅か一日前のことであった。六月三〇日、マッケルロイ (Neil McElroy) 国防長官とダレス国務長官の両長官が会談を行い、一括払い方式を放棄することが合意されたのである¹⁹。国防省は国務省の要求を受け入れたのである。会談にはレムニツァー陸軍参謀次長も出席していたが、彼がこの合意事項に反論した形跡は見当たらない。

かくして、翌七月一日から沖繩代表団と陸軍省との間で正式協議が始まった²⁰。協議には国務省のパーソンズ北東アジア課長も参加した。まず始めに沖繩代表団のスポークスマンである安里が次のように

沖繩側の要求を説明した。すなわち、沖繩住民はアメリカから多くの援助を受けてはいるが、沖繩では反米感情が高まっている。その根本的な原因はアメリカによる一括払い政策の強行にある。もしこの政策が継続されるのであれば、島と基地の安全は達成できないであろう。よって代表团は、①一括払い方式を完全に廃止すること、②それに代わって期限に定めのない賃貸借契約を採用すること、③賃貸料は毎年払いとすること、そして④三年または五年毎に賃貸料を更新すること、以上の四つを要求する、と説明したのであった。

これに対して陸軍省は、沖繩代表団の提案した一括払い方式の完全廃止に難色を示した。とりわけレムニツターは、みずからの土地の処分に対する自由な選択を地主に与えることが民主主義ではないかと主張し、賃貸借契約による毎年払いだけを要求する沖繩代表団の主張を批判した。これに対して沖繩代表団は、①地主のなかで一括払い希望者は僅かしかないこと、②沖繩におけるほとんど全てのグループが一括払いに反対していること、③アメリカが選択制を採用すれば民連がそれを政治的に利用すること、そして④一括払いを希望する地主には琉球政府が責任をもって対応すること、などを挙げ、レムニツターの主張に反論した。午前一〇時から午後六時半まで行なわれたこの第一回協議では、大半の時間がこの一括払い問題に費やされ、一括払いの廃止を主張する沖繩代表団と、一括払いの廃止に難色を示す陸軍省が真っ向から対立した。

翌七月二日の第二回協議では、またもや一括払い問題をめぐって沖繩代表団と陸軍省が対立した。²²⁾

レムニッツァーは第一回協議同様、地主の自由意志の問題を持ち出した後、「アメリカはいくつかの選択肢をオファーするかもしれない」と述べた。つまり、陸軍省は選択制を採用する意図があることを沖繩代表団に対して示したのであった。これに対して団長の安里は、一括払い政策は租税収入も生み出さないし、また一度に大量の金が沖繩に入ると、物価を引き上げ社会的、経済的な問題を引き起こす可能性もある。また一括払いを継続すれば政治的不安定や反米感情も生み出すであろうと主張し、レムニッツァーの提案した選択制に強く反対した。それどころか安里は、レムニッツァーに対して逆に、政治的不安定を沖繩にもたらしてまで個人の自由を認めるべきなのか、と問い返す場面さえみられた。しかし、この第二回協議においても両者の主張が歩み寄りをみせる気配は全くなかった。

しかし、協議に出席していたパーソンズから第一回協議の報告を受けたロバートソン国務次官補は、この日スプレイグ国防次官補に会い、レムニッツァーをはじめ陸軍省が第一回協議で沖繩代表団の要望にいかなる配慮もみせなかったことを指摘した。これに対してスプレイグは、国防省はいかなる形の一括払い計画も廃止することに同意している、とロバートソンに伝えた。⁽²³⁾

そして翌七月三日、スプレイグ国防次官補は第三回協議が始まる前に沖繩代表団をオフィスに招き、代表団に対して次のように述べたのである。我々はあなた方代表団の異議申し立てに印象づけられた。代表団と沖繩住民が一括払いを全面的に認めていないことは明らかである。従って、我々は早急に軍用地政策の再検討を完了させ、新しい方式を提案するであろう。これについてはプライス委員会と協

議しなければならぬ。その後、ブース(D.P. Booth)高等弁務官と沖繩側との間で我々の提案を協議することを望む。そして、その後我々は最終的な態度を作り上げ、その解決策をブースによって発表させるであろう。⁽²⁴⁾かくして沖繩代表団は軍用地問題解決の確かな感触を得て、七月七日の最後の協議(第四回協議)を終えた後、空路沖繩へと帰任した。

ブース高等弁務官が一括払い方式の完全放棄を発表したのは、それから一ヶ月後の七月三〇日のことである。これを受けて沖・米双方から一二名の代表が選出され、八月一日から現地折衝が開始された。⁽²⁵⁾沖繩側の代表一二名は、行政府、立法院、市町村長会、市町村議会議長会、そして土地連からそれぞれ選出された。三つの分科委員会に分かれて行なわれたこの現地折衝は、約三ヶ月間にわたって続けられ、十一月三日、沖・米間で意見の完全一致をみて終了した。そして十一月二六日、沖・米間で合意に達した「新土地補償計画」がワシントンで承認を得たことが、ブース高等弁務官によって発表された。

沖・米間で合意に達した「新土地補償計画」は以下の通りである。まず第一に、米軍が取得する権利に関しては、布令一六四号に定められた「限定付土地保有権」、「定期賃借権」、「地役権」の三つに代えて、「不定期賃借権」と「五カ年賃借権」の二つとされた。第二に、賃借借契約の方式に関しては、これまでの米軍と地主との「直接契約方式」ではなく、地主と琉球政府がまず契約を結び、その後琉球政府と米軍が転貸し契約を結ぶという「間接契約方式」が採られることになった。なお、地

主が琉球政府との契約に応じない場合には、米軍によって強制収用ができるとされた。第三に、支払方式に関しては、一括払い方式を完全に廃止し、毎年払い方式を採用することとされた。なお、不定期賃貸借契約の場合のみ、特別の理由（沖縄外への移住、農地の購入、住宅の購入・建設など）によりまとまった資金を必要とする地主に対しては、一〇年を超えない範囲内で賃貸料の前払いが認められた。

そして第四に、賃貸料に関しては五年毎に再評価されることとなった。そして、一九五八年七月から五年間の間にアメリカ側の支払う年間賃貸料の総額は五九六万八四三七ドルとされた。これは、一九五三年の年間賃貸料の約六倍にあたり、一九五六年に地主が適正補償として要求した七四二万五七四六ドルの約八〇％にあたるものであった。またこの新しい賃貸料は、田の生産高に基準を置いて算定されたものであった。以上のことからみても分かるように、訪米した沖縄代表団が陸軍省に対して行なった諸要求、すなわち①一括払い方式の完全廃止、②期限に定めのない賃貸借契約、③賃貸料の毎年払い、そして④賃貸料の五年毎の更新要求は、全て達成されたのであった。一九五〇年代の沖縄において最大の問題であった軍用地問題は、紆余曲折の末、こうして沖・米双方の合意の下、決着をみたのであった。

おわりに

本論文でみてきたように、「毎年払いの賃貸借契約方式」を定めた「新土地補償計画」と沖縄における軍用地の規模は、沖・米・日三者間の対立と協力の政治的ダイナミズムの結果、沖・米双方の妥協の産物として確立されたものであった。本論文が焦点をあてた政策決定過程に則していえば、アメリカの軍用地政策に対して沖縄の政治指導者達は、その内部で見解の違いを持ちつつも超党派で行動し、様々な手段および論理を用いて一つ一つアメリカ政府の政策を変更させていったのであった。

一九五五年六月、アメリカ政府の出先機関である米国民政府との現地折衝では軍用地問題の解決は困難とみた沖縄の政治指導者達は、訪米して直接米下院軍事委員会に対して軍用地問題の解決を訴えた。その際彼等は、アメリカによる沖縄基地の長期保有を前提とした上で、住民生活の擁護の観点から適正補償の実現、毎年払いの継続、そして軍用地の新規接收の回避を要求した。そのなかでも彼等がとりわけ強く要求したものは、適正補償の実現、それも軍用地面積の約四四％を占める農地の補償を純農業所得とすることであった。

一九五六年六月に発表されたプライス勧告が、適正補償の問題で沖縄の政治指導者達の要求に一定の配慮を示すと、彼等は要求の力点を毎年払いの継続と軍用地の新規接收の回避にシフトさせ、一括払いと軍用地の新規接收を容認したプライス勧告の実施阻止を試みた。その際彼等がとった手段は、

政治責任者全員総辞職の決意表明、一般住民も巻き込んだ超党派の住民大会の開催、そして日本政府に対する対米折衝要請などであった。とりわけ彼等は、一括払いによってアメリカ政府が「絶対所有権 (fee title)」を取得することは日本の沖縄に対する潜在主権を侵害するおそれを含んでいる、と問題提起をし、日本政府を軍用地問題に関与させることに成功した。これ以後軍用地問題は、沖・米・日三者間の問題へと発展していったのである。

一九五七年に入りプライス勧告に沿ったアメリカの軍用地政策が実施に移されると、沖縄の政治指導者達の間では、このアメリカの軍用地政策に対して見解の違いが生じてきた。一括払い政策については、沖縄の経済復興の観点から当間主席や沖縄経済界がこれを支持し、一方の立法院や土地を守る会総連合などは主に地主の生活擁護の観点からこれに反対した。また、土地を守る会総連合の主要団体の一つである市町村長会は、一括払い政策の実施によって各市町村はこれまで軍用地主から毎年徴収していた土地税を徴収できなくなると主張し、市町村財政に与える影響面から同政策に反対した。軍用地の新規接収政策については、社大党と人民党がこれに絶対反対の態度を示したが、一方の民主党、市町村長会、土地連、そして当間主席などは、住民生活に悪影響を及ぼさないと判断される「不毛の原野」に限っては条件付で新規接収を容認する態度を示した。しかし、こうした見解の違いが生じたにもかかわらず、沖縄の政治指導者達は、結局のところアメリカ側に一定の譲歩を示した新たな方針、すなわち「一括払い反対・条件付新規接収容認」方針を打ち立て、内部の統一を図ったのであ

る。

そして一九五八年四月にアメリカ政府が軍用地政策の再検討を沖縄に伝えるや否や、彼等は直ちに日本政府に対して対米折衝を要請するとともに、みずからも訪米してアメリカ政府に対して軍用地問題の解決を訴えた。その際彼等は契約期間と新規接收問題でアメリカ政府に譲歩を示しながらも、「反米」「反基地」の民連の脅威とそれへの対抗という論理を用いて「一括払い方式」の完全廃止を訴えた。そして日本政府もこの沖縄の政治指導者達の行動を側面からサポートし、アメリカ政府に対して「一括払い方式」の廃止を要求した。かくして、一九五八年一月、アメリカ政府が沖縄の政治指導者達の要求を受け入れ「一括払い方式」は完全に廃止され、代わりに「毎年払いの賃貸借契約方式」が採用されることとなったのである。また、沖縄の政治指導者達が一定の譲歩を示した軍用地の新規接收問題に関しても、確かにアメリカ政府は大規模な土地を新規に接收したが、それでも当初の計画と比べてその接收規模を大幅に削減したのであった。

注

(1) 『沖縄タイムス』一九五八年四月二二日。

(2) Memorandum of Conversation, April 9, 1958, "United State Policy in the Ryukyu Islands." [U9

0006116B] 沖縄県公文書館蔵。

- (3) 一九五六年一二月の瀬長市長の誕生から一九五八年一月の兼次市長の誕生に至る過程については、宮里政玄『日米関係と沖縄』岩波書店、二〇〇〇年、二二八～二三五ページを参照。
- (4) 国務省の対沖縄政策の再検討については、我部政明『日米関係のなかの沖縄』三一書房、一九九六年、エルドリッチ・ロバート「四〇年前の基地統合計画に学ぶ」『琉球新報』二〇〇〇年一月一九日～二月一日付、宮里、前掲書を参照。なお、国務省の対沖縄政策と対日政策との関係性については、明田川融『日米行政協定の政治史』法政大学出版局、一九九九年、坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、二〇〇〇年を参照のこと。
- (5) Letter from MacArthur to Dulles, February 1, 1958, 794C.0221/2-1058. [U90006115B] 沖縄県公文書館蔵。Letter from MacArthur to Dulles, February 24, 1958, 794C.0221/2-2458. [U90006115B] 沖縄県公文書館蔵。
- (6) Robertson to The Secretary, March 31, 1958, 794C.0221/3-3158. [U90006116B] 沖縄県公文書館蔵。
- (7) 『沖縄タイムス』一九五八年四月一八日。
- (8) Parsons to Robertson, May 14, 1958. [U00001569B] 沖縄県公文書館蔵。外務省はその他にも、①最終的な決定がなされる前に軍用地政策の検討結果を日本政府に伝えること、②賃貸料を日本のそれと調和させて引き上げること、③土地評価機関に沖縄住民を参加させること、④特別な事情がない限り軍用地の新規接收は避け、既接收地のなかで返還可能なものは返還すること、⑤賃貸借契約のなかに契約更新を可能

とする条項を挿入すること、⑥土地の返還の際、恒久的な諸施設の処分は地主ではなく日本政府が行うということ、⑦沖縄住民の移民促進については日本政府も協力するということ、そして⑧沖縄返還の際、在沖米軍基地の自由な使用を日本政府は保障する、ということ、これを提案した。これらの外務省提案をロバートソンに報告したパーソンズ北東アジア課長は、⑥の提案に我々が同意したならば、それは我々が沖縄返還を準備している明らかな証拠とみなされるであろう、とコメントした。また、⑧の提案に関してパーソンズは、この提案は我々が沖縄を去った後も沖縄に米軍基地を維持することに、日本政府が初めて言及したものである、とコメントした。

(9) 『沖縄タイムス』一九五八年四月二十九日。

(10) 「沖縄代表団提案要綱」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ 5—1）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部蔵。

(11) Tokyo to Secretary of State, June 12, 1958, 794C.0221/6-1258. [U90006118B] 沖縄県公文書館蔵。

(12) 『琉球新報』一九五八年五月一日、六月三日。

(13) ワシントンに到着した沖縄代表団は、陸軍省との正式会談を前に国務省のロバートソン国務次官補や国防省のスプレイグ国防次官補なども会談した。その際沖縄代表団は、マッカーサー大使に訴えたのと同様に、民連の脅威を理由に挙げて一括払い方式の完全廃止を両次官補に訴えたのであった。Memorandum of Conversation, June 27, 1958, "Mr. Robertson's Meeting with the Ryukyuan Delegation."

[U00001553B] 沖縄県公文書館蔵。MEMORANDUM FOR RECORD, June 30, 1958, "Visit of Ryukyuan Delegation with Mr. Sprague." [U00001553B] 沖縄県公文書館蔵。

(14) Tokyo to Secretary of State, June 16, 1958. [U90006118B] 沖縄県公文書館蔵。

(15) Letter from Dulles to Quarles, June 22, 1958, 894C.131/6-2258. この資料は法政大学の河野康子教授が米国国立公文書館において蒐集したものである。河野教授の御厚意により同資料および蒐集資料をみせて頂いた。河野教授の御厚意に深く感謝する。なお、ドル通貨切り替え問題については、河野康子、前掲書、第六章第三節、宮里、前掲書、第五章第三節を参照のこと。

(16) Parsons to Robertson, June 18, 1958, "Reasons for Ryukyuan Opposition to Optional Lump Sum Payment," 794C.0221/6-1858. [U90006118B] 沖縄県公文書館蔵。

(17) Letter from Dulles to Quarles, June 22, 1958, 894C.131/6-2258. マレスはそれ以外に土地評価手続きの再評価とその土地評価手続きへの沖縄側の参加も提案した。

(18) Memorandum of Conversation, June 26, 1958, "Ryukyuan Land Problem." [U00001553B] 沖縄県公文書館蔵。

(19) MEMORANDUM FOR THE RECORD, July 1, 1958, "Land Acquisition Policy in the Ryukyu Islands." [U00001552B] 沖縄県公文書館蔵。

(20) RECORD OF MEETING, July 1, 1958, "Meeting Between the Ryukyuan Delegation and Defense

and State Department Officials.” [U00001552B] 沖縄県公文書館蔵。

(21) 一九五八年四月二〇日現在、一括払い金の支払い件数は八八二件であったが、そのなかで地主が自発的に一括払い金を受領した件数は四二件であった。前掲資料、沖縄軍用地問題折衝渡米代表团「沖縄における軍用地問題」一九ページ。

(22) RECORD OF MEETING, July 2, 1958, “Meeting Between the Ryukyuan Delegation and Defense and State Department Officials.” [U00001552B] 沖縄県公文書館蔵。

(23) Robertson to The Under Secretary, July 2, 1958, “Points of Interest in July 1 Discussions with the Ryukyu Land Delegation,” 794C.0221/7-258. [U90006120B] 沖縄県公文書館蔵。

(24) Letter from Parsons to Deming, July 7, 1958. [U00001552B] 沖縄県公文書館蔵、「渡米折衝報告」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ 5—3）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部蔵。

(25) 現地折衝については、「土地問題現地折衝第一分科会議録」『安里積千代関係文書』（目録番号Ⅱ 7—1、2、3、4）東京大学法学部近代日本法政史料センター原資料部蔵、琉球政府行政主席官房情報課「軍用土地問題の経緯」一九五九年六月、四五〜八七ページ。